

令和元年度

行政監査結果報告書

附属機関等の設置及び運営状況について

令和2年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和元年度行政監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、平成 31 年 4 月 30 日までは有馬としろう前監査委員が、令和元年 6 月 18 日までは岩田一喜前監査委員が、同年 12 月 20 日までは濱田幸二前監査委員が関与した。

また、令和元年 6 月 12 日からは豊島あつし監査委員が、同月 19 日からは國井政利監査委員が、同年 12 月 21 日からは小池勇士監査委員が関与した。

令和 2 年 2 月 17 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	豊 島	あつし

目 次

I 監査の概要

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の趣旨	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の対象部局等	1
第5	監査の期間	2
第6	監査の方法	2
第7	監査の着眼点	2

II 監査対象の状況

第1	附属機関等に関する概要について	3
1	附属機関等の意義	3
2	附属機関等の設置根拠	4
3	附属機関等の委員の身分等	4
第2	監査対象附属機関等について	5
1	附属機関等の設置状況	5
2	附属機関等の運営状況	7

III 監査の結果

第1	総括意見	21
第2	着眼点別意見	21
第3	今後に向けて	25

資料等

別表	監査委員による質問実施状況	27
資料1	監査対象附属機関等	28
資料2	附属機関等の設置及び運営に関する個別調書	36
資料3	関係法令等	111

本書において使用する用語の意義は、次のとおりである。

- ・「法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- ・「附属機関等」とは、法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関及びこれに準ずる機関をいう。

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査のテーマ

附属機関等の設置及び運営状況について

第2 監査の趣旨

区では、区政を取り巻く様々な行政課題に対応するため、法律、条例、要綱、要領その他の規程に基づき、これまで多くの附属機関等を設置し、運営を行ってきた。

附属機関等は、区民の意見を捉え、学識経験者等の専門的な知見を区政に反映させる手段としてこれまで機能してきたが、今日の社会における多様化、高度化する行政需要に的確かつ確実に対応していくためにも、その会議における議論、意見、提言等が今後の区政の方向性に影響を与える重要な場として、その果たすべき役割は一層の高まりを見せている。

そこで、今回の行政監査では、附属機関等の設置及び運営の状況について、着眼点に基づき検証し、そこから見えてくる課題等を明らかにすることにより、今後の行政需要に応える附属機関等のより一層の効果的、効率的な運営に資することを目的として実施した。

第3 監査の対象

平成30年度中に設置されていた附属機関等。ただし、区や関係行政機関の職員のみで構成され、会議の内容を区政に反映させることが想定されないもの（単に、事務連絡や懇談等を目的とするもの）を除く。

対象部局等へ提出を求めた監査資料に基づく136の附属機関等（うち、附属機関39、附属機関に準ずる機関97）を監査の対象とした（資料1（P28））。

第4 監査の対象部局等

総合政策部、総務部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部、都市計画部、会計室、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局

注) 子ども家庭部には子ども総合センターを、教育委員会事務局には中央図書館を含む。

第5 監査の期間

平成31年4月3日（水）から令和2年1月17日（金）まで

第6 監査の方法

対象部局等に対し調査票及び関係書類の提出を求め、書面監査を行うとともに、関係職員への質問等により監査を行った。

第7 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 附属機関等の設置について

設置の根拠及び目的は、適正かつ明確か。

(2) 附属機関等の運営について

ア 委員の選任は、適切に行われているか。

イ 会議の開催及び公開は、適切かつ効果的に行われているか。

ウ 会議の成果は、区政に適切に反映されているか。

Ⅱ 監査対象の状況

Ⅱ 監査対象の状況

第1 附属機関等に関する概要について

1 附属機関等の意義

(1) 附属機関

附属機関とは、法第138条の4第3項を根拠とするもので、同項では「法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定されている。また、その職務権限としては、法第202条の3第1項において、「法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関」と規定されている。

これらに照らすと、附属機関とは、行政執行の必要において、調停を行い、審査を行い、諮問を受け審議を行い、調査を行うことを職務とする機関であると言える。

- 「調停」とは、紛争の当事者間に立って当事者の互譲によって事件の妥当な解決を図ることをいう。
- 「審査」とは、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容を検討することをいう。
- 「審議」とは、特定の事項について意見を述べ議論することをいう（「審議」は、「諮問」に対応する表現であり、諮問に応じて審議が行われることを想定している。）。
- 「調査」とは、一定の範囲の事項についてその真実を調べることをいう。

(2) 附属機関に準ずる機関

附属機関に準ずる機関とは、法律や条例によって設置される附属機関とは別に、多様化する行政需要に弾力的に対応するため、要綱、要領等に基づき設置される附属機関に類する会議体である。

附属機関に準ずる機関は、法で定める附属機関と同様の職務を担うことはできないが、地方公共団体が直面する課題等について住民や有識者の意見を聴取し、行政運営の参考としたり、事務事業の執行のため関係団体や関係行政機関との意見交換や連絡調整、情報共有等を行い、相互の円滑な連携を図ったりと、様々な場面で活用されている。

2 附属機関等の設置根拠

附属機関等を設置根拠から分類すると、おおむね次の表のとおりとなる。

区分		設置根拠		
		法律	条例	要綱等
附属機関	法律で設置が義務付けられているもの（法律設置）	○		
	法律において条例で設置できる旨が定められているもの（法律授權）	○	○	
	地方公共団体の政策判断において設置するもの（条例設置）		○	
附属機関に準ずる機関	地方公共団体の政策判断において設置するもの			○

3 附属機関等の委員の身分等

(1) 附属機関

附属機関の委員の身分は、法第 202 条の 3 第 2 項の規定により非常勤とされており、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号の規定により特別職に属する地方公務員と位置付けられている。

このことから、附属機関の委員には、法第 203 条の 2 の規定により報酬及び費用弁償が支給され、その額及び支給方法については、条例で定めるとされている。

(2) 附属機関に準ずる機関

附属機関に準ずる機関の委員には、法や地方公務員法の適用はなく、法律上の身分は特に保証されていない。

したがって、附属機関に準ずる機関の委員に対して報酬の支給はできないが、一般的には、謝礼金（報償費）を支給することは可能であるとされている。また、旅費等の費用弁償についても、実費相当額の支給は可能であるとされている。

第2 監査対象附属機関等について

1 附属機関等の設置状況

(1) 設置の根拠

全ての附属機関等において、設置根拠が設けられている。

この設置根拠を確認したところ、附属機関では、区の政策判断において条例で設置したもの（条例設置）が23機関と最も多く、附属機関全体の約59%を占めている。次いで、法律で設置が義務付けられているもの（法律設置）が10機関あり、附属機関全体の約26%を占めている。

附属機関に準ずる機関では、規則により設置したもの2機関と規約により設置したもの1機関を除いて、全て要綱又は要領を根拠として設置しており、当該機関のほぼ全体である約97%を占める結果となっている。

表1 対象部局等ごとの附属機関等の設置状況

(単位：機関)

対象部局等	附属機関			附属機関に準ずる機関	計
	法律設置	法律授権	条例設置		
総合政策部	1	0	5	0	6
総務部	2	0	4	0	6
地域振興部	0	0	2	20	22
文化観光産業部	0	0	3	15	18
福祉部	3	1	0	16	20
子ども家庭部	0	1	2	8	11
健康部	3	0	2	10	15
みどり土木部	0	1	1	5	7
環境清掃部	0	1	1	4	6
都市計画部	1	1	3	6	11
教育委員会事務局	0	1	0	13	14
小計	10	6	23		
計			39	97	136

(2) 設置の目的

附属機関等の設置根拠には、当該附属機関等の設置目的が定められている。

この設置目的を確認したところ、附属機関では、審議を行うこととされている機関が34機関と最も多く、附属機関全体の約87%が審議機関としての役割を担っている。次いで、調査を行うこととされている機関が26機関あるが、そのうちの24機関は審議機関を併任しており、附属機関全体の約62%が調査・審議機関としての役割を担っている。

附属機関に準ずる機関では、附属機関と同様に、審査を行うこととされている機関が 15 機関、審議を行うこととされている機関が 6 機関、調査を行うこととされている機関が 4 機関存在する。また、その他の設置目的としては、評価（例：指定管理業務の事業評価等）、選定・選考（例：指定管理者や受託事業者の選定、選考等）、協議（例：特定の事項における関係機関相互の意見交換、協議等）、検討（例：学識経験者等の知見における特定の課題に対する検討等）を行うこととされている機関が多数見られている。

なお、附属機関及び附属機関に準ずる機関のいずれも、調停を行うことを目的として設置された機関は、存在しない。

表 2 附属機関等の設置目的の状況

(単位：機関)

区分	調停	審査	審議(諮問)	調査	その他	計
附属機関	0	5	34	26	3	68
附属機関に準ずる機関	0	15	6	4	75	100
計	0	20	40	30	78	168

注) 複数の設置目的に該当する附属機関等については、それぞれの目的に計上しているため、合計は附属機関等の全体数と一致しない。

2 附属機関等の運営状況

(1) 委員の選任

ア 現員数

附属機関等の委員の現員数を確認したところ、その多くが 20 人以下の現員数で構成されており、附属機関では、28 機関で附属機関全体の約 74% を占め、附属機関に準ずる機関では、85 機関で当該機関全体の約 88% を占めている。全体としても、113 機関で附属機関等全体の約 84% を占める結果となっている。

一方で、現員数が比較的多いと見られる 31 人以上で構成されている機関も、少数ながら、附属機関で 6 機関、附属機関に準ずる機関で 4 機関見られている。

なお、現員がない附属機関は新宿区基本構想審議会であるが、これは、当該審議会が所掌する区の基本構想及び基本計画を策定する時期ではなかったためである。

表 3 附属機関等の委員の現員数の状況

(単位：機関・人)

現員数	附属機関		附属機関に準ずる機関		計	
	機関数	現員数	機関数	現員数	機関数	現員数
5 人以下	5	20	28	136	33	156
6～10 人	9	77	33	271	42	348
11～15 人	10	137	15	211	25	348
16～20 人	4	71	9	161	13	232
21～25 人	2	43	6	139	8	182
26～30 人	2	57	2	55	4	112
31 人以上	6	311	4	171	10	482
計	38	716	97	1,144	135	1,860

注) 現員がない附属機関が 1 機関ある。

イ 委員の定数に対する現員数の割合

附属機関等の設置根拠には、一部を除き、当該附属機関等の委員の定数が定められている。

この委員の定数に対する現員数の割合を確認したところ、附属機関等の多くが委員の定数と同数の現員を有しており、当該割合が 100% である機関は、附属機関では、26 機関で附属機関全体の約 68% を占め、附属機関に準ずる機関では、85 機関で当該機関全体の約 88% を占めている。全体としても、111 機関で附属機関等全体の約 82% を占めており、更に当該割合が 90% 以上である機関まで含めると、附属機関等のほぼ全体である約 92% を占める結果となっている。

一方、委員の定数に対する現員数の割合が75%未満である機関が附属機関に2機関あり、そのうち当該割合が最も低いものは、定数9人に対する現員数が4人しかおらず、当該割合が50%を下回っている。

表4 附属機関等の委員の定数に対する現員数の割合

(単位：機関)

区分	50%未満	50%~75% 未満	75%~90% 未満	90%~100% 未満	100%	計
附属機関	1	1	3	7	26	38
附属機関に準ずる機関	0	0	6	6	85	97
計	1	1	9	13	111	135

注1) 現員がない附属機関は、計上していない。

注2) 委員の定数を定めていない附属機関等は、100%として計上している。

ウ 委員の兼任

附属機関等の委員の兼任の状況を確認したところ、その多くの委員が他の機関の委員を兼任しておらず、附属機関内では、507人、約84%の委員が当該機関の委員のみ(1機関のみ)を担当し、附属機関に準ずる機関内では、514人、約73%の委員が当該機関の委員のみ(1機関のみ)を担当している。附属機関と附属機関に準ずる機関相互の兼任を含めた附属機関等全体としても、874人、約74%の委員が当該機関の委員のみ(1機関のみ)を担当している状況が見られている。

一方、附属機関と附属機関に準ずる機関相互の兼任を含めた附属機関等全体において、10機関以上の委員を兼任している者が4人おり、そのうち最も多いものは、17の機関の委員を兼任している。なお、兼任数が多い委員は、そのほとんどが区の職員であり、これは、附属機関等の委員に特定の役職の者が充てられているためである。

表5 附属機関等の委員の兼任の状況

(単位：人)

兼任数	附属機関	附属機関に準ずる機関	附属機関等
なし(1機関のみ)	507	514	874
2機関を兼任	79	90	166
3機関を兼任	10	42	62
4機関を兼任	4	24	36
5機関を兼任	1	13	16
6機関を兼任	0	8	15
7機関を兼任	0	7	8
8機関を兼任	0	5	4
9機関を兼任	0	0	2
10機関以上を兼任	0	2	4
計	601	705	1,187

注1) 附属機関に準ずる機関の10機関以上を兼任2人の内訳は、11機関1人、15機関1人である。

注2) 附属機関等の10機関以上を兼任4人の内訳は、10機関2人、11機関1人、17機関1人である。

エ 委員の構成区分

附属機関等の設置根拠には、一部を除き、当該附属機関等の委員の構成区分が定められている。

この委員の構成区分を確認したところ、附属機関では、学識経験者・有識者として選任された委員が304人と最も多く、附属機関全体の約42%を占めている。次いで、関係者・関係団体・関係事業者として選任された委員が195人おり、附属機関全体の約27%を占めている。

附属機関に準ずる機関では、区職員として選任された委員が369人と最も多く、当該機関全体の約32%を占め、附属機関とは異なる特徴が見られる。次いで、関係者・関係団体・関係事業者として選任された委員が349人おり、当該機関全体の約31%を占めている。

全体としては、委員の構成区分の多い順に、関係者・関係団体・関係事業者、学識経験者・有識者、区職員となっており、この3つの構成区分で1,444人の委員を有し、附属機関等全体の約78%を占める結果となっている。

なお、附属機関等の中には、設置根拠に定められた委員の構成区分と実際の委員が見合っていない状況も見られている。

表 6 附属機関等の委員の構成区分の状況

(単位：人)

区分	学識経験者・有識者	区民	関係行政機関	関係者・団体・事業者	区議会議員	区職員	その他	計
附属機関	304	94	66	195	19	34	4	716
附属機関に準ずる機関	193	107	104	349	7	369	15	1,144
計	497	201	170	544	26	403	19	1,860

オ 委員の年齢

附属機関等の委員の年齢の状況を確認したところ、附属機関及び附属機関に準ずる機関のいずれも、また附属機関等全体を通して、50歳代の委員が最も多く、次いで60歳代の委員が多い状況が見られる。全体として、この2つの年代で717人の委員を有し、附属機関等全体の約57%を占める結果となっている。年代の分布としては、50歳代をピークとして、年代が低くなるほど又は年代が高くなるほど該当する委員の数が逡減する山型の分布となっている。

そのなかで、30歳未満の比較的若い年代の委員の数は、全体で10人と極端に少なく、その構成比は、附属機関等全体の1%にも満たない。また、80歳以上の比較的高齢の年代の委員の数は、30歳未満の比較的若い年代の委員よりも多く、全体で57人おり、附属機関等全体の約5%を占める結果となっている。

表 7 附属機関等の委員の年齢の状況

(単位：人)

区分	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	計
附属機関	4	19	73	156	143	117	32	544
附属機関に準ずる機関	6	25	132	265	153	104	25	710
計	10	44	205	421	296	221	57	1,254

注) 年齢が不明な附属機関等の委員は、計上していない。

カ 女性委員の選任

新宿区第一次実行計画及び新宿区第三次男女共同参画推進計画では、審議会等における女性委員の比率を40%とすること(審議会等の男女の比率について、一方の性が40%を割らないこと)を令和2年度末までの数値目標として掲げている。

附属機関等における女性委員の比率を確認したところ、附属機関では、13機関で附属機関全体の約34%がこの数値目標を達成し、附属機関に準ずる機関では、33機関で当該機関全体の約34%がこの数値目標を達成している状況が見られる。全体としても、46機関で附属機関等全体の約34%がこの数値目標を達成しているという結果となっている(なお、これらの計

画が対象としている審議会等と、今回の行政監査の対象としている附属機関等が同一ではないことから、これらの計画の達成状況を示すものとして公表されている数値とは、一致しない。)

附属機関等のうち、唯一、新宿区男女共同参画推進会議(附属機関)は、その設置根拠である条例において、委員の男女比率についての遵守義務が定められている。この条例では、「男女いずれか一方の性が委員の総数の4割未満とならないように選任しなければならない」とされているところ、当該会議の現員数15人に対し、女性委員が8人、男性委員が7人であり、条例に定める委員の男女比率は、遵守されている。

また、新宿区第一次実行計画及び新宿区第三次男女共同参画推進計画では、女性委員を含む審議会等の比率を100%とすることを令和2年度末までの数値目標として掲げている。

附属機関等における女性委員の選任の有無について確認したところ、附属機関では1機関が、附属機関に準ずる機関では14機関がこの数値目標を達成していない状況が見られる(なお、これらの計画が対象としている審議会等と、今回の行政監査の対象としている附属機関等が同一ではないことから、これらの計画の達成状況を示すものとして公表されている数値とは、一致しない。)

表8 附属機関等の女性委員の選任の状況

(単位:機関)

区分	0%	0%超え 10%未満	10%台	20%台	30%台	40%以上	計
附属機関	1	2	6	9	7	13	38
附属機関に準ずる機関	14	6	14	22	8	33	97
計	15	8	20	31	15	46	135

注) 現員がない附属機関は、計上していない。

キ 委員の公募

附属機関等における委員公募の状況を確認したところ、附属機関の方が附属機関に準ずる機関よりも、積極的に委員公募が導入されている状況が見られる。

附属機関では、19機関で附属機関全体の約49%で委員公募が導入されている。

附属機関に準ずる機関では、16機関で当該機関全体の委員公募の導入率は約16%にとどまり、附属機関よりも33ポイント少ない結果となっている。

また、現員数に対する公募委員数の割合という観点からも確認したところ、附属機関等全体の現員数1,860人に対して、公募委員数は121人であり、その占める割合は、約7%という結果となっている。

表9 附属機関等の委員の公募の導入状況

(単位：機関・人)

区分	公募実施機関	公募委員
附属機関	19	58
附属機関に準ずる機関	16	63
計	35	121

ク 委員の任期

附属機関等の設置根拠には、一部を除き、当該附属機関等の委員の任期が定められている。

この委員の任期を確認したところ、附属機関では、委員の任期を2年と設定しているものが33機関と最も多く、附属機関全体の約85%を占めている。

附属機関に準ずる機関では、委員の任期を1年（1年未満を含む。）と設定しているものが62機関と最も多く、当該機関全体の約70%を占め、附属機関とは異なる特徴が見られる。

委員の任期満了後、引き続き2期、3期と再任されるケースも多くあるが、こうした委員の任期を通算した場合の在任期間については、下記ケで述べる。

表10 附属機関等の委員の任期の状況

(単位：機関)

区分	1年	2年	3年	4年	特定日 まで	その他	計
附属機関	1	33	3	1	0	1	39
附属機関に準ずる機関	62	22	2	0	2	0	88
計	63	55	5	1	2	1	127

注1) 委員の任期を設けていない附属機関等は、計上していない。

注2) 委員の構成区分ごとに異なる任期を設けている場合は、最も長い任期を採用している。

注3) 1年未満（例：当該年度の末日まで、評価の終了の日まで）の任期を設定している附属機関等については、1年として計上している。

ケ 委員の通算の在任期間

再任された委員の任期を通算した場合の在任期間の状況を確認したところ、附属機関、附属機関に準ずる機関のいずれも2年未満が最も多く、附属機関では、249人で附属機関全体の約35%を占め、附属機関に準ずる機関では、649人で当該機関全体の約67%を占めている。全体としても、898人で附属機関等全体の約53%を占める結果となっている。

全体的な傾向として、委員の在任期間が長くなるほど、該当する委員の数が逡減している。

また、附属機関と附属機関に準ずる機関を比較してみると、附属機関

の方が委員の在任期間が長くなる傾向が見られる。委員の在任期間が通算20年以上の長期となる委員は、附属機関に準ずる機関では見られないが、附属機関では29人おり、附属機関全体の約4%を占める結果となっている。

表11 附属機関等の委員の通算の在任期間の状況

(単位：人)

区分	2年未満	2年～ 5年未満	5年～ 10年未満	10年～ 15年未満	15年～ 20年未満	20年以上	計
附属機関	249	186	138	78	36	29	716
附属機関に準ずる機関	649	198	85	24	7	0	963
計	898	384	223	102	43	29	1,679

注) 通算の在任期間が不明な附属機関等の委員は、計上していない。

(2) 会議の開催及び公開

ア 会議の開催実績

附属機関等の会議の開催実績を確認したところ、附属機関では、開催実績のないものが7機関存在する。これは、会議を開催する事案がなかったためであるが、20年以上の長期にわたって開催実績のないものも存在している。

附属機関に準ずる機関では、開催実績が3回以下に集中しており、合計83機関で当該機関全体の約86%を占める結果となっている。

表12 附属機関等の会議の開催状況

(単位：機関)

区分	なし	1回	2回	3回	4回	5回	6～10回	11回以上	計
附属機関	7	1	4	7	4	1	6	8	38
附属機関に準ずる機関	0	28	37	18	4	5	2	2	96
計	7	29	41	25	8	6	8	10	134

注1) 会議体としての活動をしていない附属機関等は、計上していない。

注2) 開催実績のない附属機関の前回開催年月については、巻末資料の個別調書に記している。

イ 委員の出席率

附属機関等の会議における委員の出席率を確認したところ、附属機関の方が附属機関に準ずる機関よりも、委員の出席率が低い傾向が見られる。

委員の出席率が100%である附属機関等は、附属機関では、1機関にとどまるのに対して、附属機関に準ずる機関では、56機関で当該機関全体の約58%で出席率100%を達成している。

また、70%未満と委員の出席率が比較的低い附属機関が2機関あり、そのうち最も低いものは、延べ現員数129人に対する延べ出席委員数が79人とどまり、出席率が約61%という結果となっている。

表 13 附属機関等の委員の出席率の状況

(単位：機関)

区分	70%未満	70%～ 80%未満	80%～ 90%未満	90%～ 100%未満	100%	計
附属機関	2	5	11	12	1	31
附属機関に準ずる機関	0	6	16	18	56	96
計	2	11	27	30	57	127

注 1) 開催実績のない又は会議体としての活動をしていない附属機関等は、計上していない。

注 2) 出席率は、附属機関等ごとに、平成 30 年度の開催回数に応じた延べ出席委員数を延べ現員数で除して算出している。

ウ 会議の公開

附属機関等の会議の公開の状況を確認したところ、附属機関の方が附属機関に準ずる機関よりも、積極的に会議の公開が行われている傾向が見られる。

附属機関では、25 機関で附属機関全体の約 66%において会議の公開が導入されているのに対し、附属機関に準ずる機関では、17 機関で当該機関全体の会議公開の導入率は約 18%にとどまり、附属機関よりも 48 ポイント少ない結果となっている。

また、会議を非公開とする理由を確認したところ、会議において個人のプライバシーや企業の事業運営ノウハウ等を中心に扱うことから個人情報や企業秘密情報を保護することを理由とするものが 53 機関と最も多く、会議を非公開としている附属機関等全体の約 58%を占めている。次いで、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることを理由とするものが 36 機関あり、会議を非公開としている附属機関等全体の約 39%を占める結果となっている。

表 14 附属機関等の会議の公開の状況

(単位：機関)

区分	公開	非公開	計
附属機関	25	13	38
附属機関に準ずる機関	17	79	96
計	42	92	134

注) 会議体としての活動をしていない附属機関等は、計上していない。

エ 会議開催の一般事前周知

上記ウで述べた会議の公開を導入している附属機関等（附属機関に準ずる機関のうち、会議自体は非公開であるが、事業者の公開プレゼンテーション等を実施している 6 機関を含む。）について、会議の開催を一般に事前周知するための取組が行われているかを確認したところ、附属機関では、全てにおいて事前周知が行われている。

附属機関に準ずる機関では、11 機関において事前周知が行われていない状況が見られるが、事前周知を行わない理由としては、非公開ではないがそもそも一般の傍聴を想定していないというものが挙げられる。

附属機関及び附属機関に準ずる機関いずれも、行われている事前周知の方法としては、区広報や区ホームページへの掲載が主に採用されている。

表 15 附属機関等の会議開催の一般事前周知の状況

(単位：機関)

区分	事前周知あり			事前周知なし	計	
	区広報	区ホームページ	その他			
附属機関	25	18	21	1	0	25
附属機関に準ずる機関	12	9	11	2	11	23
計	37	27	32	3	11	48

注) 複数の周知方法を併用する附属機関等については、それぞれの方法に計上しているため、合計は事前周知ありの附属機関等の数と一致しない。

オ 会議資料の事前配付

附属機関等の会議資料を委員へ事前配付しているかを確認したところ、附属機関では、28 機関で附属機関全体の約 74%で事前配付が行われており、附属機関に準ずる機関では、82 機関で当該機関全体の約 85%で事前配付が行われている。全体としては、110 機関で附属機関等全体の約 82%で事前配付が行われているという結果となっている。

また、会議資料の事前配付を行わない理由を確認したところ、当日の資料配付で十分に会議の運営が行えるというもの、会議において個人のプライバシーを中心に扱うことから誤配や誤送等による個人情報の漏洩を回避するという個人情報保護の観点からのものが挙げられる。

表 16 附属機関等の会議資料の事前配付の状況

(単位：機関)

区分	事前配付あり				事前配付なし	計	
	郵送	メール	手渡し	その他			
附属機関	28	27	5	1	0	10	38
附属機関に準ずる機関	82	68	10	27	2	14	96
計	110	95	15	28	2	24	134

注 1) 会議体としての活動をしていない附属機関等は、計上していない。

注 2) 複数の配付方法を併用する附属機関等については、それぞれの方法に計上しているため、合計は事前配付ありの附属機関等の数と一致しない。

カ 会議録の作成及び公開

附属機関等における会議録の作成状況を確認したところ、附属機関の方が附属機関に準ずる機関よりも、積極的に会議録の作成が行われている傾

向が見られる。

附属機関では、33 機関で附属機関全体の約 87%において会議録の作成が導入されているのに対し、附属機関に準ずる機関では、55 機関で当該機関全体の会議録作成の導入率は約 57%にとどまり、附属機関よりも 30 ポイント少ない結果となっている。

また、会議録の作成を行わない理由を確認したところ、例えば、事業評価報告書のように会議録の代替となるものを作成しているというもの、会議において個人情報を取り扱うためそもそも会議が非公開であるというものが挙げられる。

会議録の作成を導入している附属機関等を対象に、会議録の公開の状況について確認したところ、附属機関の方が附属機関に準ずる機関よりも、積極的に会議録の公開が行われている傾向が見られる。

附属機関では、26 機関で会議録の作成を導入している附属機関全体の約 79%において会議録の公開が導入されているのに対し、附属機関に準ずる機関では、23 機関で会議録の作成を導入している当該機関全体の会議録公開の導入率は約 42%にとどまり、附属機関よりも 37 ポイント少ない結果となっている。

また、作成した会議録を公開しない理由を確認したところ、会議録の中に個人のプライバシーや企業の事業運営ノウハウ等の内容が含まれることから個人情報や企業秘密情報を保護することを理由とするものが挙げられる。

個人情報や企業秘密情報を保護するという観点から会議録の作成及び公開について見てみると、そもそも会議録の作成自体を行わない理由とされているもの、会議録の作成は行うがその公開を行わない理由とされているものといった2つの異なる段階において未実施の理由に挙げられている状況が見られる。

表 17 附属機関等の会議録の作成及び公開の状況

(単位：機関)

区分	会議録作成あり		会議録 作成なし	計	
	公開	非公開			
附属機関	33	26	7	5	38
附属機関に準ずる機関	55	23	32	41	96
計	88	49	39	46	134

注) 会議体としての活動をしていない附属機関等は、計上していない。

キ 区ホームページへの情報掲載 (※附属機関のみ対象)

新宿区附属機関の情報提供に関する要綱 (平成 15 年 8 月 7 日 15 新総総第 1060 号) において、附属機関を所管する部署は、その会議の開催実績を

掲載するホームページを作成し、会議の内容又は性質により記載が適当でない場合を除いて、会議の名称、事務局を主管する課の名称、開催日時、開催場所、会議の公開・非公開・一部非公開の別、非公開・一部非公開の理由、会議次第、審議・協議内容、決定事項、出席者、議事録又はその概要等を記載することとしている。

この附属機関の会議に係るホームページの状況を確認したところ、ほぼ全ての附属機関で開催実績の掲載が行われているが、実際にホームページ（「各種審議会」のページ）の確認を行った令和元年10月1日時点において、開催実績の掲載が行われていない附属機関が5機関見られる。

その理由としては、会議において個人情報を取り扱うためそもそも会議自体が非公開であるというものが挙げられるが、ホームページへの記載事項として「会議の公開・非公開・一部非公開の別」や「非公開・一部非公開の理由」が挙げられていることから、会議が非公開であっても、その旨を含めた開催実績をホームページに掲載している附属機関も存在し、その取扱いに差異が見られている。

また、上記要綱の対象ではないが、附属機関に準ずる機関においても、会議の開催実績を積極的にホームページに掲載しているものが一部見られる。

表 18 附属機関の区ホームページへの情報掲載の状況

(単位：機関)

区分	情報掲載あり	情報掲載なし	計
附属機関	26	5	31

注) 開催実績のない又は会議体としての活動をしていない附属機関は、計上していない。

ク 委員への報酬・謝礼金

附属機関の委員への報酬については、新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年新宿区条例第9号）において、学識経験者とその他の委員、会長とその他の委員といった委員の構成区分ごとに日額又は月額報酬額が定められている。

附属機関の委員への平成30年度報酬支給総額は、約7,000万円となっている。

附属機関に準ずる機関の委員への謝礼金（報償費）については、特段の基準は存在しない。設置根拠である要綱等に委員への謝礼金の額が定められているものや、会議開催の決定起案中に委員への謝礼金の額を定めているものなどその定め方はまちまちであり、日額又は時間当たりの額を定めて支給している。

附属機関に準ずる機関の委員への平成30年度謝礼金支給総額は、約

2,000万円となっている。

ケ 職員の業務量

平成30年度に当該附属機関等の業務に従事した担当職員の数に、担当職員1人あたりのおおむねの従事日数（8時間で1日換算）を乗じて算出した概数を「人日」として職員の業務量を確認したところ、附属機関及び附属機関に準ずる機関のいずれも50人日未満に集中しており、附属機関では、業務のなかった0人日のものを除き26機関で附属機関全体の約67%を占め、附属機関に準ずる機関では、73機関で当該機関の約75%を占めている。全体としても、99機関で附属機関等全体の約73%を占める結果となっている。

表19 附属機関等における職員の業務量の状況

(単位：機関)

区分	0人日	0人日超え 20人日未満	20人日以上 50人日未満	50人日以上 100人日未満	100人日以上 200人日未満	200人日以上	計
附属機関	3	12	14	3	4	3	39
附属機関に準ずる機関	0	51	22	15	8	1	97
計	3	63	36	18	12	4	136

(3) 会議の成果

ア 審議結果等の成果物の作成

附属機関等における審議結果等について一定の成果物を作成し、これを区長や教育委員会などへの提出を行っているか確認したところ、附属機関では、20機関で附属機関全体の約63%において成果物の作成・提出が行われており、附属機関に準ずる機関では、50機関で当該機関全体の約52%において成果物の作成・提出が行われている。全体としては、70機関で附属機関等全体の約54%において成果物の作成・提出が行われているという結果となっている。

成果物の提出を受けた場合を含めて、附属機関等における審議結果等がどのように区政へ反映されているかについては、下記イで述べる。

表20 附属機関等における審議結果等の成果物の作成状況

(単位：機関)

区分	成果物作成あり				成果物 作成なし	計	
	答申書	提言書	報告書	その他			
附属機関	20	12	0	5	3	12	32
附属機関に準ずる機関	50	2	1	24	23	47	97
計	70	14	1	29	26	59	129

注) 開催実績のない附属機関は、計上していない。

イ 審議結果等の区政への反映

附属機関等における審議結果等が区政に反映されているか、その有無について確認したところ、附属機関では、25 機関で附属機関全体の約 78%において反映されており、附属機関に準ずる機関では、95 機関で当該機関全体の約 98%において反映されている。全体としても、120 機関で附属機関等のほぼ全体である約 93%において反映されているという結果となっている。

次に、その反映の方法について確認したところ、最終的に事業反映にまで至ったものが、附属機関では、16 機関で区政への反映ありの附属機関全体の 64%を占め、附属機関に準ずる機関では、40 機関で区政への反映ありの当該機関全体の約 42%を占めている。全体としては、56 機関で区政への反映ありの附属機関等全体の約 47%を占める結果となっている。最終的に事業反映にまで至らなかったものとしては、意見としての参考にとどまるものが同数程度見られている。

審議結果等が区政に反映されていない機関も若干見られるが、その理由としては、審議等が翌年度に継続され成果物の作成に至らなかったことを理由とするものなどが挙げられる。

表 21 附属機関等における審議結果等の区政への反映の状況

(単位：機関)

区分	反映あり				反映なし	計	
	事業反映	予算化	意見としての参考	その他			
附属機関	25	16	0	5	4	7	32
附属機関に準ずる機関	95	40	1	54	0	2	97
計	120	56	1	59	4	9	129

注 1) 開催実績のない附属機関は、計上していない。

注 2) 複数の反映方法に該当する附属機関等について、事業反映に至っているものは、それ以外の反映方法の欄には計上していない。

ウ 他の意見聴取の併用

附属機関等における審議等と併用して、パブリック・コメントや地域説明会など他の意見聴取の機会を広く設けているかを確認したところ、附属機関では、4 機関で附属機関全体の約 13%において他の意見聴取の併用が認められ、附属機関に準ずる機関では、21 機関で当該機関全体の約 22%において他の意見聴取の併用が認められる。全体としては、25 機関で附属機関等全体の約 19%で他の意見聴取の併用が認められるという結果となっている。

次に、その併用する意見聴取の方法について確認したところ、パブリック・コメントを採用したものが最も多く、全体として 8 機関あり、他の

意見聴取を併用する附属機関等全体の 32%を占めている。

表 22 他の意見聴取の併用の状況

(単位：機関)

現員数	意見聴取併用あり			意見聴取 併用なし	計	
	パブリック・コメント	地域説明会	その他			
附属機関	4	3	2	1	28	32
附属機関に準ずる機関	21	5	2	14	76	97
計	25	8	4	15	104	129

注 1) パブリック・コメントとは、区民の生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策、指針、計画、条例案等の策定、作成等の過程において、その趣旨、内容その他の必要な事項を区民等に公表し、公表した案について提出された区民等からの意見又は情報を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

注 2) 開催実績のない附属機関は、計上していない。

注 3) 複数の意見聴取を併用する附属機関等については、それぞれの方法に計上しているため、合計は意見聴取併用ありの附属機関等の数と一致しない。

Ⅲ 監査の結果

Ⅲ 監査の結果

第1 総括意見

区では、区政を取り巻く様々な行政課題に対応するため、附属機関等を設置し、区民の意見を捉え、学識経験者等の専門的な知見を区政に反映させる手段として活用してきた。

附属機関等は、ますます多様化、高度化する行政需要に的確に対応できる施策や事業の推進に向け、多種多様な意見が区政に反映されるよう、政策形成手段として、その重要性は今後一層の高まりを見せるだろう。

今回の監査では、こうした附属機関等の設置及び運営の状況はもとより、会議の成果の区政への反映に至る一連の取組について検証を行った。

その結果、委員の選任や会議の成果の区政への反映についてはおおむね適切に行われていると認められたものの、附属機関に準ずる機関の位置付けや会議録の作成など一部課題も見られた。

以下、提出された関係書類及び事情聴取等から得た監査結果を、着眼点別に述べる。

第2 着眼点別意見

1 設置の根拠及び目的は、適正かつ明確か

附属機関は、行政執行の必要において、調停を行い、審査を行い、諮問を受け審議を行い、調査を行うことを職務とする機関として、法律又は条例の定めるところにより設置されている。

附属機関に準ずる機関は、特に設置の根拠の制約はないが、主として、内規である要綱や要領に基づき設置されている。

近年見られる課題として、例えば、長から諮問を受け審議を行い、その結果を長に答申するといった附属機関における職務を所掌しているにもかかわらず、条例を根拠とせず、要綱で設置し、その委員に対して謝礼金（報償費）を支出したことについて、住民訴訟が各地で提起されている。その結果、要綱で設置したこのような機関は違法であり、その委員に対する謝礼金（報償費）の支出も違法とする主旨の判示が出されている。

こうした状況から、区における附属機関等の設置の根拠及び目的を確認したところ、附属機関に準ずる機関において、その根拠規程上、審査、審議又は調査を行うことを目的として設置されているものが一部確認され、附属機関と混同していると思われる状況が見られた。こうした機関については、個別、具体的にその機能や目的、権限等を再確認し、機関としての位置付けについて改めて検証されたい。その上で、附属機関に準ずる機関について、附属機関を連

想させる名称を用いないようにすることや、附属機関において所掌すべき事項を根拠規程上の所掌事務としないようにするなど、附属機関との混同を招いている状況の解消に努められたい。

以上、附属機関等の設置の根拠及び目的については、附属機関に準ずる機関の位置付けにおいて一部課題が見られたが、おおむね適正かつ明確であった。

2 委員の選任は、適切に行われているか

(1) 現員数

適正な現員数というのは、それぞれの附属機関等の設置目的や所掌事務によるため一概に述べることはできないが、現員数が 30 人を超える多数の現員を有する附属機関等が一部で見られた。現員数の多さは、会議への委員の出席率の低下を招くことや、委員への報酬等の支出が増大することの一つの要因となることも考えられるため、効率的な行政運営の観点から、附属機関等の設置目的や所掌事務を踏まえた適正な現員数について検討されたい。

また、根拠規程に定められた附属機関等の委員の定数に対する現員数の割合が低く、委員の定数と現員数に乖離がある状況も一部で見られた。設置当時の過去の経緯等を踏まえつつ、附属機関等を取り巻く現状に合った適正な定数の設定についても検討されたい。

(2) 委員の兼任

附属機関等の委員の多くは、他の附属機関等の委員を兼任していなかったが、一方で 10 を超える附属機関等の委員を兼任している状況も一部で見られた。兼任数の多い委員のほとんどは区の職員であったが、これは、附属機関等の委員に特定の役職の者が充てられているためである。

委員の兼任は、職員の職責、人材活用という面から必ずしも否定するものではないが、いたずらに兼任数が多くなれば、その業務負担から他の職務に支障を来すことも考えられるため、兼任状況を十分に把握した上で、委員として職員を選任する必要性を確認されたい。

(3) 委員の構成区分

委員の構成区分については、附属機関等の設置目的や所掌事務等の必要に応じて、学識経験者、関係団体、関係行政機関、区民、区議会議員、区職員といった様々な区分が根拠規程において設定がされていたが、委員の構成区分と実際の委員が見合っていない状況も一部で見られた。これは、設置当時の法令解釈に準じたものではあったが、必要に応じて、現状に合った適切な根拠規程の見直しについて検討されたい。

(4) 委員の年齢

委員の年齢については、附属機関等全体を通して 30 歳未満の若年層の委員が極端に少ない状況が見られた。幅広い年齢層の意見が区政に反映される

よう、若年層の登用に努められたい。

また、比較的高年齢層の委員も少なからず見られた。学識経験者等の長年の経験を通じた高度で専門的な知見や地域の意見などを区政に反映させるという面から必ずしも否定するものではないが、社会経済情勢の変化に応じて多様な視点と知見を得ることのできる幅広い年齢層から委員を選任するよう努められたい。

(5) 女性委員の選任

女性委員の選任については、区の実行計画や男女共同参画推進計画において、審議会等の委員の男女比率や女性委員を含む審議会等の比率について数値目標を設定し、その達成に向けた取組が行われている。

特定の役職の者を委員に充てている場合など選任をコントロールできないケースもあるが、計画で設定された数値目標が達成されていない状況が見られている。計画による目標達成に向けて、女性委員の積極的な登用を図られたい。

(6) 委員の公募

新宿区自治基本条例（平成 22 年新宿区条例第 43 号）第 14 条第 5 項では、「区民の区政への参加及び協働の機会を提供する」と区政運営の原則が定められている。

高度な専門性が求められるような公募がなじまない附属機関等を除いては、区民の区政参加という観点から、区民の意見や視点を広く区政に反映させる手段として、区民からの委員公募について検討されたい。

(7) 委員の通算の在任期間

委員の通算の在任期間については、任期満了後も継続的に再任を受け、通算 20 年以上の在任期間となる委員も一部で見られた。特定の委員の専門的知識や経験が必要とされることや、附属機関等が特定の分野を所掌しており委員の引き受け手が限られていることなどから人選が限定されてしまうことはやむを得ない側面があるものの、社会経済状況の動向等に的確に対応するため、一定のサイクルで新たな人材を登用し、組織体としての活性化を図ることが望ましい。

委員の再任に当たっては、委員の通算の在任期間が長くなることのメリットやデメリットを考慮し、いたずらに長期にわたらないように留意されたい。

以上、委員の選任については、おおむね適切に行われていると認められた。

3 会議の開催及び公開は、適切かつ効果的に行われているか

(1) 会議の開催実績

会議で議題とする案件がなく開催実績のなかった附属機関が一部で見ら

れたが、その中でも本来の所掌としての会議が 20 年以上も開催されていないものも見られた。その設置の目的や所掌事務が設置当時の社会経済状況から変化した現在の状況に合致しているかどうか検証を図りたい。

(2) 委員の出席率

委員の出席率については、おおむね高い水準にあるものの、70%を下回る附属機関が一部で見られた。委員の出席が少なければ、多種多様な意見を聴取するといった附属機関本来の目的が達成されないことも考えられる。また、現員数の多さが会議への委員の出席率の低下を招くことも懸念され、適正な現員数の検討を含め、委員の出席率の向上に向けた会議の効率的な運営について検討されたい。

(3) 会議の公開

会議の公開の導入については、附属機関では約 7 割、附属機関に準ずる機関では約 2 割となっている。

附属機関等の会議は、区の政策形成過程においてその透明性を高め、開かれた区政を一層進める観点から、法令の定めや個人情報、企業の秘密情報を保護するといった特段の事由がない限り、公開されることが望ましい。

(4) 会議録の作成

会議録の作成については、附属機関では約 9 割、附属機関に準ずる機関では約 6 割の機関において行われていた。

会議録は、附属機関等の審議等の内容がわかるように、開催日時、開催場所、出席委員、議事等の必要事項を記録し、仮に個人情報や企業の秘密情報を保護する観点から会議自体が非公開であったとしても、区の政策形成過程を将来にわたって明確にし、開かれた区政を一層進める観点から、全ての附属機関等において作成されることが望ましい。

(5) 区ホームページへの情報掲載

新宿区附属機関の情報提供に関する要綱によれば、附属機関の会議の開催状況を掲載するホームページを作成しなければならないと定められているが、区ホームページの「各種審議会」のページを見てみると、ホームページの存在しない附属機関が一部で確認された。ホームページへの掲載事項として「会議の公開・非公開・一部公開の別」や「非公開・一部非公開の理由」という項目があることから、仮に個人情報や企業の秘密情報を保護する観点から会議自体が非公開であっても、ホームページの作成をしなくても良い理由とはならない。上記要綱の趣旨を踏まえ、全ての附属機関においてホームページを作成されたい。

(6) 委員への報酬・謝礼金

附属機関の委員への報酬については、新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例において、その額が定められている。

附属機関に準ずる機関の委員への謝礼金（報償費）の額については、根拠

規程上に定められているものや、会議の開催時の起案上に個別に定められているものなどその定め方は様々である。謝礼金（報償費）については、上記条例による附属機関の委員の例や区の講師謝礼基準に準じて支払われている状況が多く見受けられるが、基本的には各所管の判断に委ねられているのが現状である。こうしたことから、謝礼金（報償費）の額に関して、ある程度統一的な取扱いを行うために一定の基準を設けることについて、その必要性を含めて検討されたい。

以上、会議の開催及び公開については、会議録の作成などについていくつか課題が見られたが、おおむね適切かつ効果的に行われていた。

4 会議の成果は、区政に適切に反映されているか

附属機関等における審議結果等の会議の成果については、事業への反映に至ったものがある一方で、意見としての参考にとどまるものも見られた。職員の配置や予算の面から会議の成果を区政に反映させることが難しく、参考意見にとどまるものがあることはやむを得ないと認めるが、会議の成果が結果として参考意見であっても、その意見を真摯に受け止め、事業運営に努められたい。

また、自治基本条例第14条第5項では、「多様な方法により区民の意見を把握する」と区政運営の原則が定められており、計画の策定や特定地域の重要事項について決定を行うような場合には、附属機関等における審議等に加え、様々な意見を聴取する手段としてパブリック・コメントや地域説明会が併用されている状況が見られた。附属機関等の会議の成果をより一層活用し、より効果的に区政へ反映させていくためにも、こうした他の意見聴取の機会も活用し、様々な意見が区政に反映されるような取組を引き続き行われたい。

以上、会議の成果については、おおむね適切に区政に反映されていると認められた。

第3 今後に向けて

今回は、附属機関等の設置及び運営状況について監査を実施したが、附属機関に準ずる機関の位置付けが附属機関と混同していると思われる状況や、会議自体が非公開であることを理由に会議録が作成されていない状況が一部課題として見られた。こうしたことは、附属機関等の設置や会議の運営が各所管の判断により行われているところが大きく、附属機関等全体を通した統一的な考え方による事務処理が行われていない状況となっている。

このことから、まずは附属機関等全体の取りまとめを行う部署の必要性を検討し、附属機関等を所管する組織の横断的な意見を取り入れながら、附属機

関等の設置や改廃、組織、運営等に関する基本的な方針についても検討するなど、一定の統制のもと公正で透明性の高い会議運営を行う必要がある。

附属機関等は、区政へ専門的な知見や技術を導入し、区民の意見を反映させ、区政運営の透明性を確保するなど様々な機能が求められ、政策形成手段として今後さらにその重要性が増すものと思われる。

附属機関等の意義が広く理解され、区民から信頼される制度であり続けるためにも、委員の公募や会議の公開、会議録の作成といった会議の運営方法について、開かれた区政を一層進める観点から常に見直し、附属機関等の機能が十分に発揮されることが望まれる。

区においては、ますます多様化、高度化する行政需要に的確に対応できる施策や事業の推進に向け、区民等の多様な意見が区政に反映されるよう、附属機関等の効率的な運営や活性化に向けた一層の努力を期待する。

資料等

別表 監査委員による質問実施状況

実施日	対象	対象課
令和元年 12 月 13 日	新宿区住居表示審議会 新宿区協働支援会議 新宿区大気汚染障害者認定審査会 新宿区公害健康被害認定審査会 新宿区建築紛争調停委員会 新宿区立小学校教科用図書審議委員会 新宿区立中学校教科用図書審議委員会	地域振興部地域コミュニティ課 健康部健康政策課 都市計画部建築調整課 教育委員会事務局教育指導課
令和元年 12 月 16 日	新宿区情報公開・個人情報保護審査会 新宿区情報公開・個人情報保護審議会 新宿区行政不服審査会 新宿区文化芸術振興会議 新宿区文化財保護審議会 新宿区民生委員推薦会 新宿区子ども・子育て会議 新宿区次世代育成協議会 総括	総合政策部区政情報課 文化観光産業部文化観光課 福祉部地域福祉課 子ども家庭部子ども家庭課 総務部総務課

資料1 監査対象附属機関等

【附属機関】

	附属機関名 (「新宿区」は省略)	所管部局	設置根拠			設置目的		
			法律設置	法律授權	条例設置	調停	審査	審議(諮問)
1	基本構想審議会	総合政策部			○			○
2	外部評価委員会	総合政策部			○			○
3	情報公開・個人情報保護審査会	総合政策部			○		○	○
4	情報公開・個人情報保護審議会	総合政策部			○			○
5	行政不服審査会	総合政策部	○				○	○
6	区民の声委員会	総合政策部			○			
7	特別職報酬等審議会	総務部			○			○
8	名誉区民選定委員会	総務部			○			○
9	公益保護委員	総務部			○			
10	防災会議	総務部	○					○
11	空き家等適正管理審査会	総務部			○			○
12	国民保護協議会	総務部	○					○
13	住居表示審議会	地域振興部			○			○
14	多文化共生まちづくり会議	地域振興部			○			○
15	文化芸術振興会議	文化観光産業部			○			○
16	文化財保護審議会	文化観光産業部			○			○
17	産業振興会議	文化観光産業部			○			○
18	民生委員推薦会	福祉部	○					○
19	障害者施策推進協議会	福祉部		○				○
20	介護給付費等の支給に関する審査会	福祉部	○				○	
21	介護認定審査会	福祉部	○				○	
22	子ども・子育て会議	子ども家庭部		○				○
23	次世代育成協議会	子ども家庭部			○			
24	男女共同参画推進会議	子ども家庭部			○			○
25	大気汚染障害者認定審査会	健康部			○			○
26	公害健康被害認定審査会	健康部	○					○
27	公害健康被害診療報酬審査会	健康部			○		○	○
28	国民健康保険運営協議会	健康部	○					○
29	感染症の診査に関する協議会	健康部	○					○
30	みどりの推進審議会	みどり土木部			○			○
31	自転車等駐輪対策協議会	みどり土木部		○				○
32	環境審議会	環境清掃部		○				○
33	リサイクル清掃審議会	環境清掃部			○			○
34	都市計画審議会	都市計画部		○				○
35	建築審査会	都市計画部	○					○
36	景観まちづくり審議会	都市計画部			○			○
37	建築紛争調停委員会	都市計画部			○			○
38	住宅まちづくり審議会	都市計画部			○			○
39	社会教育委員	教育委員会事務局		○				○

注1) 公益保護委員は会議体でないため、公開及び開催状況は該当がない。

注2) 住居表示審議会の任期は、基本委員の任期を示している。

注3) 文化財保護審議会は、教育委員会から補助執行を受けている文化観光産業部を所管部局としている。

調査	その他	現員数	委員の選任区分							任期	公開	開催状況	
			学識・有識	区民	行政機関	団体・関係者・事業者	区議員	区職員	その他				
○		なし	○	○		○	○			答申まで	○	なし	1
○	○	15名	○	○		○				4年	○	24回	2
○		5名	○							2年		10回	3
		15名	○	○		○	○			2年	○	10回	4
○		6名	○							2年		8回	5
○	○	3名	○							3年		12回	6
		10名	○	○		○			○	2年	○	なし	7
		6名	○	○						2年	○	なし	8
○		3名	○							2年			9
		47名	○		○	○		○		2年	○	なし	10
○		13名	○		○	○		○		2年		2回	11
		40名	○		○	○		○		2年	○	なし	12
○		34名	○	○	○					1年	○	9回	13
○		32名	○	○		○				2年	○	7回	14
○		11名	○	○		○				2年	○	4回	15
○		10名	○							2年		4回	16
○		13名	○	○		○				2年	○	3回	17
		14名	○		○	○	○			3年		2回	18
○		28名	○	○	○	○		○		2年	○	2回	19
		12名	○							2年		27回	20
		115名	○							3年		403回	21
○		14名	○			○				2年	○	3回	22
	○	43名	○	○	○	○				2年	○	3回	23
○		15名	○	○		○				2年	○	3回	24
○		9名	○							2年		12回	25
○		10名	○							2年		12回	26
		7名	○							2年		12回	27
		29名	○	○		○	○		○	2年	○	1回	28
		9名	○							2年		24回	29
○		15名	○	○		○				2年	○	3回	30
○		21名	○	○	○	○		○		2年	○	なし	31
○		16名	○	○		○		○		2年	○	3回	32
○		22名	○	○		○		○		2年	○	4回	33
○		20名	○	○	○		○			2年	○	5回	34
○		5名	○							2年	○	10回	35
○		17名	○	○				○		2年	○	3回	36
○		4名	○							2年		なし	37
		18名	○	○				○		2年	○	2回	38
○		10名	○			○				2年	○	4回	39

【附属機関に準ずる機関】

	附属機関に準ずる機関名 (「新宿区」「新宿区立」は省略)	所管部局	設置目的		
			評価	選定(考)	協議
1	協働支援会議	地域振興部			
2	新宿NPO協働推進センター指定管理者事業評価委員会	地域振興部	○		
3	新宿NPO協働推進センター指定管理者選定委員会	地域振興部		○	
4	地域センター指定管理者評価委員会	地域振興部	○		
5	区民ホール指定管理者評価委員会	地域振興部	○		
6	区民ホール指定管理者選定委員会	地域振興部		○	
7	地域コミュニティ事業助成金審査会(区役所地区)	地域振興部			
8	地域コミュニティ事業助成金審査会(四谷地区)	地域振興部			
9	地域コミュニティ事業助成金審査会(笹塚地区)	地域振興部			
10	地域コミュニティ事業助成金審査会(榎町地区)	地域振興部			
11	地域コミュニティ事業助成金審査会(若松町地区)	地域振興部			
12	地域コミュニティ事業助成金審査会(大久保地区)	地域振興部			
13	地域コミュニティ事業助成金審査会(戸塚地区)	地域振興部			
14	地域コミュニティ事業助成金審査会(落合第一地区)	地域振興部			
15	地域コミュニティ事業助成金審査会(落合第二地区)	地域振興部			
16	地域コミュニティ事業助成金審査会(柏木地区)	地域振興部			
17	地域コミュニティ事業助成金審査会(角筈地区)	地域振興部			
18	生涯学習施設指定管理者評価委員会	地域振興部	○		
19	中強羅区民保養所及び区民健康村指定管理者評価委員会	地域振興部	○		
20	東京2020大会区民協議会	地域振興部			○
21	新宿文化センター指定管理者評価委員会	文化観光産業部	○		
22	漱石山房記念館運営学術委員会	文化観光産業部			
23	新宿歴史博物館等文化・歴史施設指定管理者評価委員会	文化観光産業部	○		
24	漱石山房記念館指定管理者評価委員会	文化観光産業部	○		
25	新宿ものづくりマイスター認定審査会	文化観光産業部			
26	商店街支援事業審査委員会	文化観光産業部			
27	高田馬場創業支援センター利用者選考委員会	文化観光産業部		○	
28	高田馬場創業支援センター指定管理者評価委員会	文化観光産業部	○		
29	高田馬場創業支援センター指定管理者選定委員会	文化観光産業部		○	
30	新製品・新サービス開発審査委員会	文化観光産業部			
31	新宿ビジネスプランコンテスト審査委員会	文化観光産業部			
32	商店会情報誌の発行委託に係る事業者選定委員会	文化観光産業部		○	
33	新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会	文化観光産業部	○		
34	新宿消費生活センター分館指定管理者選定委員会	文化観光産業部		○	
35	消費生活地域協議会	文化観光産業部			○
36	成年後見事例検討会	福祉部			○
37	障害者福祉活動事業助成金配分委員会	福祉部			
38	障害者自立支援協議会	福祉部			○
39	手話通訳者選考試験検討委員会	福祉部			
40	視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー運営委員会	福祉部			

注) 新宿歴史博物館等文化・歴史施設指定管理者評価委員会は、一部教育委員会から補助執行を受けている事務を含む。

検討	その他	現員数	委員の選任区分						任期	公開	開催状況		
			学識・有識	区民	行政機関	団体・関係者・事業者	区議員	区職員					その他
	○	9名	○	○		○		○		1年	○	15回	1
		5名	○					○		1年		1回	2
		5名	○					○		1年		2回	3
		5名	○					○		1年		2回	4
		5名	○					○		1年		1回	5
		5名	○					○		1年		2回	6
	○	5名				○		○		1年		1回	7
	○	延15名				○		○		1年		3回	8
	○	延15名				○		○		1年		3回	9
	○	延15名				○		○		1年		3回	10
	○	延15名				○		○		1年		3回	11
	○	延15名				○		○		1年		3回	12
	○	延10名				○		○		1年		2回	13
	○	延25名				○		○		1年		3回	14
	○	延10名				○		○		1年		2回	15
	○	延10名				○		○		1年		2回	16
	○	延10名				○		○		1年		2回	17
		5名	○					○		1年		1回	18
		5名	○					○		1年		1回	19
		27名	○		○	○	○	○		R3.3.31	○	3回	20
		5名	○	○				○		1年		1回	21
	○	8名	○	○				○		2年		4回	22
		5名	○					○		1年		1回	23
		5名	○	○				○		1年		1回	24
	○	4名	○					○		1年		1回	25
	○	4名	○		○			○		1年		1回	26
		5名	○			○		○		2年		5回	27
		5名	○					○		1年		1回	28
		8名	○					○		1年		2回	29
	○	5名	○					○	○	1年		2回	30
	○	5名	○			○				1年		3回	31
		5名				○		○	○	1年		2回	32
		5名	○					○		1年		1回	33
		8名	○					○		1年		2回	34
		23名	○	○	○	○		○	○	2年	○	2回	35
		9名	○					○		1年		3回	36
	○	5名						○	○	-		1回	37
		14名	○			○		○		2年	○	6回	38
○		7名				○		○		-		5回	39
○		10名				○		○		2年		2回	40

	附属機関に準ずる機関名 (「新宿区」「新宿区立」は省略)	所管部局	設置目的		
			評価	選定(考)	協議
41	高齢者保健福祉推進協議会	福祉部			
42	生活支援体制整備協議会	福祉部			○
43	通所型住民主体サービス事業補助金選定委員会	福祉部		○	
44	高齢者福祉活動基金運用委員会	福祉部			
45	敬老会選定委員会	福祉部		○	
46	信濃町シニア活動館指定管理者選定委員会	福祉部		○	
47	中落合地域交流館指定管理者選定委員会	福祉部		○	
48	西早稲田地域交流館指定管理者選定委員会	福祉部		○	
49	北新宿第二地域交流館指定管理者選定委員会	福祉部		○	
50	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会	福祉部			○
51	地域包括支援センター等運営協議会	福祉部			○
52	入園及び保育環境検討会	子ども家庭部			
53	西新宿児童館指定管理者等候補事業者選定委員会	子ども家庭部		○	
54	北山伏地域交流館・北山伏児童館指定管理者等候補事業者選定委員会	子ども家庭部		○	
55	本塩町地域交流館・本塩町児童館指定管理者等候補事業者選定委員会	子ども家庭部		○	
56	信濃町学童クラブ、四谷第六小学校内学童クラブ、四谷第六小学校放課後子どもひろば及び信濃町子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児童指導等業務委託事業者選定委員会	子ども家庭部		○	
57	榎町学童クラブ、榎町子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児童指導等業務及びひろば型一時保育業務委託事業者選定委員会	子ども家庭部		○	
58	薬王寺学童クラブ及び土・日・祝日の薬王寺児童館児童指導等業務委託事業者選定委員会	子ども家庭部		○	
59	北新宿第二学童クラブ及び北新宿子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児童指導等業務委託事業者選定委員会	子ども家庭部		○	
60	健康づくり行動計画推進協議会	健康部	○		
61	自殺総合対策会議	健康部			
62	歯科保健推進協議会	健康部			○
63	地域保健医療体制整備協議会	健康部			○
64	食品衛生推進員	健康部			
65	民泊問題対応検討会議	健康部			
66	新型インフルエンザ等対策連絡会	健康部			○
67	HIV/AIDS関係機関ネットワーク連絡会	健康部			○
68	精神保健福祉連絡協議会	健康部			○
69	難病対策地域協議会	健康部			○
70	新宿中央公園指定管理者評価委員会	みどり土木部	○		
71	新宿中央公園芝生広場交流拠点施設整備事業者選定委員会	みどり土木部		○	
72	交通安全協議会	みどり土木部			○
73	地域公共交通会議	みどり土木部			○
74	自転車ネットワーク計画検討会	みどり土木部			
75	エコライフ推進協議会	環境清掃部			○
76	環境学習情報センター及び区民ギャラリー指定管理者評価委員会	環境清掃部	○		
77	リサイクル活動センター指定管理者評価委員会	環境清掃部	○		

検討	その他	現員数	委員の選任区分						任期	公開	開催状況	
			学識・有識	区民	行政機関	団体・関係者・事業者	区議員	区職員				
○		21名	○	○		○			3年	○	3回	41
		16名		○		○		○	2年	○	2回	42
		6名				○		○	1年		1回	43
	○	7名				○		○	-		1回	44
		5名				○		○	1年		1回	45
		7名	○	○				○	1年		2回	46
		7名	○	○				○	1年		2回	47
		7名	○	○				○	1年		2回	48
		7名	○	○				○	1年		2回	49
		36名	○		○	○		○	2年		1回	50
		15名	○			○			3年	○	3回	51
	○	13名	○					○	-		12回	52
		6名	○	○				○	1年		2回	53
		9名	○	○				○	1年		2回	54
		9名	○	○				○	1年		2回	55
		7名	○	○				○	1年		2回	56
		5名	○	○				○	1年		2回	57
		5名	○	○				○	1年		2回	58
		5名	○	○				○	1年		2回	59
		10名	○	○		○			R3.3.31	○	2回	60
	○	24名	○		○	○			2年		2回	61
		9名	○			○		○	2年	○	2回	62
		25名	○	○		○		○	2年		2回	63
	○	11名				○			2年	○	2回	64
○		28名	○	○	○	○		○	2年	○	2回	65
		37名			○	○		○	2年		4回	66
		16名				○		○	1年		3回	67
		19名	○		○	○		○	2年		2回	68
		15名	○			○		○	1年		1回	69
		5名	○					○	1年		1回	70
		8名	○			○		○	1年		1回	71
		65名			○	○	○	○	-	○	1回	72
		20名	○	○	○	○		○	1年	○	1回	73
○		16名	○	○	○			○	1年		5回	74
		33名		○					2年		4回	75
		5名	○					○	1年		1回	76
		5名	○					○	1年		1回	77

	附属機関に準ずる機関名 (「新宿区」「新宿区立」は省略)	所管部局	設置目的		
			評価	選定(考)	協議
78	新宿駅東南口高架下喫煙所利益等評価委員会	環境清掃部	○		
79	ユニバーサルデザイン推進会議	都市計画部			
80	新宿駅東口地区駐車場地域ルール運営委員会	都市計画部			
81	新宿駅西口地区駐車場地域ルール運営委員会	都市計画部			
82	屋外広告物に関する地域別ガイドライン(神楽坂地区)検討委員会	都市計画部			
83	新宿駅東口地区歩行者環境改善協議会	都市計画部			○
84	新宿の拠点再整備検討委員会	都市計画部			
85	学校問題等調査委員会	教育委員会事務局			
86	第三者評価委員会	教育委員会事務局	○		
87	小学校教科用図書審議委員会	教育委員会事務局			
88	中学校教科用図書審議委員会	教育委員会事務局			
89	女神湖高原学園指定管理者事業評価委員会	教育委員会事務局	○		
90	学校結核対策委員会	教育委員会事務局			
91	特別支援学校給食調理業務委託に係る委託候補者選定委員会	教育委員会事務局		○	
92	学校給食調理業務委託に係る委託候補者選定委員会	教育委員会事務局		○	
93	就園相談委員会	教育委員会事務局			
94	図書館運営協議会	教育委員会事務局			○
95	子ども読書活動推進会議	教育委員会事務局			○
96	図書館指定管理者事業評価委員会	教育委員会事務局	○		
97	図書館の指定管理者となるべき団体の候補団体選定委員会	教育委員会事務局		○	

注) 第三者評価委員会は、会議体としての活動をしていないため、公開及び開催状況は該当がない。

		現員数	委員の選任区分						任期	公開	開催 状況		
検討	その他		学識・有識	区民	行政機関	団体・関係 者・事業者	区議員	区職員					その他
		6名	○					○		-		3回	78
○		17名	○	○	○	○		○		2年		3回	79
○		14名	○	○	○	○				2年	○	1回	80
○		15名	○		○	○		○		2年	○	1回	81
○		10名	○			○				2年		2回	82
		20名	○		○	○		○		-		3回	83
○		21名	○		○	○		○		-		3回	84
	○	8名	○					○		2年		2回	85
		20名	○							1年			86
	○	12名	○		○			○		1年		2回	87
	○	12名	○		○			○		1年		2回	88
		6名	○			○		○		1年		1回	89
○		7名	○			○		○		-		1回	90
		7名				○		○		1年		2回	91
		10名				○		○		1年		2回	92
	○	15名	○					○		1年		5回	93
		17名	○	○		○		○		2年	○	4回	94
		10名	○			○		○		2年	○	3回	95
		3名						○		1年		5回	96
		9名	○	○				○		1年		7回	97

資料2 附属機関等の設置及び運営に関する個別調書（平成30年度実績）

【附属機関】

1. 新宿区基本構想審議会

【 所管部局：総合政策部 】

設置根拠	新宿区基本構想審議会条例					設置年度	昭和60年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	区の基本構想及び基本計画を策定するため	
			○	○			
所掌事務	・区長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議して答申すること						
委員の状況	現員数	0名 ※基本構想及び基本計画の策定期間ではないため					
	選任区分	学識経験者、区議会議員、区民又は区内各種団体の構成員					
	任期	答申をしたときまで					
会議の公開	公開						
開催状況	－ ※前回：平成29年2月開催						

2. 新宿区外部評価委員会

【 所管部局：総合政策部 】

設置根拠	新宿区外部評価委員会条例					設置年度	平成19年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	※外部評価 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため	
			○	○	○		
所掌事務	・外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること ・行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること						
委員の状況	現員数	15名（うち、女性委員6名 公募委員6名）					
	選任区分	学識経験者、区民、区内各種団体の構成員					
	任期	4年					
会議の公開	公開						
開催の状況	24回						

3. 新宿区情報公開・個人情報保護審査会

【 所管部局：総合政策部 】

設置根拠	新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例					設置年度	平成2年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
		○	○	○			
新宿区情報公開条例及び新宿区個人情報保護条例の規定による諮問その他これらの条例に基づく請求に対する決定に係る審査請求についての実施機関による諮問に応じて審査を行うため							
所掌事務	・新宿区情報公開条例及び新宿区個人情報保護条例の規定による諮問その他これらの条例に基づく請求に対する決定に係る審査請求についての実施機関による諮問に応じて審査を行うこと						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者（分野：情報公開制度及び個人情報保護制度）					
	任期	2年					
会議の公開	非公開						
開催状況	10回						

4. 新宿区情報公開・個人情報保護審議会

【 所管部局：総合政策部 】

設置根拠	新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例					設置年度	平成2年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○				
情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため							
所掌事務	<p>・新宿区個人情報保護条例の規定により実施機関がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申すること</p> <p>＞個人情報保護制度の実施に関する重要事項</p> <p>＞情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項</p>						
委員の状況	現員数	15名（うち、女性委員3名、公募委員2名）					
	選任区分	学識経験者、区議会議員、区内各種団体の構成員、区民					
	任期	2年					
会議の公開	公開						
開催の状況	10回						

5. 新宿区行政不服審査会

【 所管部局：総合政策部 】

設置根拠	行政不服審査法					設置年度	平成 27 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため	
		○	○	○			
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること 審査庁の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議し、答申すること 						
委員の状況	現員数	6名（うち、女性委員3名）					
	選任区分	学識経験者（分野：法律又は行政）					
	任期	2年					
会議の公開	非公開						
開催状況	8回						

6. 新宿区区民の声委員会

【 所管部局：総合政策部 】

設置根拠	新宿区区民の声委員会条例					設置年度	平成 11 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	※苦情の処理	
				○	○		
	開かれた区政の推進を図り、もって区民の区政に対する信頼を確保するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 区の機関の業務に関する事項及び当該業務に関する職員の行為について申し立てられた苦情の処理を所管すること 						
委員の状況	現員数	3名（うち、女性委員1名）					
	選任区分	学識経験者					
	任期	3年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	12回						

7. 新宿区特別職報酬等審議会

【 所管部局：総務部 】

設置根拠	新宿区特別職報酬等審議会条例					設置年度	昭和 39 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○				
議員報酬等の額について審議するため							
所掌事務	・ 区議会議員の議員報酬の額、区長、副区長、区教育長及び常勤の区監査委員の給料の額並びに区教育委員会の委員、区選挙管理委員会の委員及び非常勤の区監査委員の報酬の額について意見を述べること						
委員の状況	現員数	10 名（うち、女性委員 4 名、公募委員 2 名）					
	選任区分	区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民 >新宿区町会連合会、新宿区商店会連合会等の公共的団体等から推薦を受けた者、学識経験者、区議会議員であった者、公募により選任した者					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催状況	－ ※前回：平成 30 年 3 月開催						

8. 新宿区名誉区民選定委員会

【 所管部局：総務部 】

設置根拠	新宿区名誉区民条例					設置年度	平成 8 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○				
名誉区民の選定を適正に行うため							
所掌事務	・ 名誉区民の選定について意見を述べるほか、名誉区民に関する事項について区長の諮問に応じて審議し、答申すること						
委員の状況	現員数	6 名（うち、女性委員 4 名）					
	選任区分	区民である学識経験者（分野：名誉区民顕彰制度）					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	－ ※前回：平成 27 年 1 月開催						

9. 新宿区公益保護委員

【 所管部局：総務部 】

設置根拠	新宿区公益保護のための通報に関する条例					設置年度	平成 18 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
				○			
	公益保護のための通報を処理するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・公益保護のための通報に係る受付、調査、通知、勧告及び公表を行うこと ・区長が必要と認める事務を行うこと 						
委員の状況	現員数	3 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者（資格：弁護士）					
	任期	2 年					
会議の公開	該当なし ※会議体ではないため						
活動の状況	相談件数 23 件 通報件数 1 件						

10. 新宿区防災会議

【 所管部局：総務部（危機管理担当部） 】

設置根拠	災害対策基本法					設置年度	昭和 39 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○				
	区の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること ・区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること ・上記の重要事項に関し、区長に意見を述べること ・法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を処理すること 						
委員の状況	現員数	47 名（うち、女性委員 2 名）＋会長（区長）					
	選任区分	区長の部内の職員、区教育長、陸上自衛隊第 1 師団の隊員、東京都知事の部内の職員、警視庁の警察官、東京消防庁の消防吏員、消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、区長が指定する公共的団体の役員又は職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験者					
	任期	2 年（自主防災組織を構成する者又は学識経験者）					
会議の公開	公開						
開催の状況	－ ※前回：平成 30 年 1 月開催						

11. 新宿区空き家等適正管理審査会

【 所管部局：総務部（危機管理担当部） 】

設置根拠	新宿区空き家等の適正管理に関する条例					設置年度	平成 25 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○	○			
空き家等の適正な管理について調査審議するため							
所掌事務	・ 空き家等の管理不全状態に係る認定、管理不全状態を解消するための措置命令及び代執行について意見を述べるほか、区長の諮問に応じ、空き家等の適正な管理について調査審議して答申すること						
委員の状況	現員数	13 名（うち、女性委員 2 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：建築、法律等）、地域団体の構成員、関係行政機関の職員、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

12. 新宿区国民保護協議会

【 所管部局：総務部（危機管理担当部） 】

設置根拠	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					設置年度	平成 17 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○				
区の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、区の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため							
所掌事務	・ 区長の諮問に応じて区の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること ・ 上記の重要事項に関し、区長に意見を述べること						
委員の状況	現員数	40 名（会長：区長）					
	選任区分	自衛隊に所属する者、東京都職員、副区長、区教育長及び東京消防庁の消防長又は消防吏員、区職員、区の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、学識経験者（分野：国民の保護のための措置）					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催状況	－ ※前回：平成 27 年 12 月開催						

13. 新宿区住居表示審議会

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区住居表示審議会条例					設置年度	昭和 38 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○	○			
区における住居表示を円滑に実施するについて必要な事項の調査審議を行うため							
所掌事務	・ 区長の諮問に応じ、区における町名及び町区域の合理的設定その他住居表示 に関し必要な事項を調査審議すること						
委員の状況	現員数	基本委員：14 名（うち、女性委員 1 名） 地元委員：10 名×2 か所（四谷一丁目地域、市谷薬王寺町地域） （うち、女性委員 3 名 公募委員 3 名）					
	選任区分	基本委員：学識経験者、関係行政機関等の職員 地元委員：特定区域の住民					
	任期	基本委員：1 年 地元委員：当該特定区域に関する事項の調査審議が終了するまで					
会議の公開	公開						
開催状況	9 回						

14. 新宿区多文化共生まちづくり会議

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区多文化共生まちづくり会議条例					設置年度	平成 24 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○	○			
区内において、多文化共生のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、区長に対して答申すること <ul style="list-style-type: none"> > 区内の各地域における多文化共生のまちづくりに関する課題の解決のための区の重要な施策に関する事項 > 区内における多文化共生のまちづくりを推進するための外国人である区民等に対する支援に係る区の重要な施策に関する事項 > 多文化共生のまちづくりの推進に関し、区長が必要と認める事項 ・ 区内における多文化共生のまちづくりの推進のために必要な事項について、区長に意見を述べること 						
委員の状況	現員数	32 名（うち、女性委員 16 名 公募委員 4 名）					
	選任区分	学識経験者、区民、多文化共生活動団体の構成員、地域団体の構成員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	7 回						

15. 新宿区文化芸術振興会議

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区文化芸術振興基本条例				設置年度	平成 22 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	
			○	○		
文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について調査審議すること <ul style="list-style-type: none"> >文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項又は重要な事項 >文化芸術の振興に関し、区長が諮問する事項 ・文化芸術の振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること 					
委員の状況	現員数	11 名（うち、女性委員 5 名 公募委員 3 名）				
	選任区分	学識経験者、区民、文化芸術活動団体の構成員、教育の関係者、企業等				
	任期	2 年				
会議の公開	公開					
開催状況	4 回					

16. 新宿区文化財保護審議会

【 所管部局：文化観光産業部 】

(教育委員会からの補助執行)

設置根拠	新宿区文化財保護条例				設置年度	昭和 58 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	
			○	○		
新宿区文化財保護条例によりその権限に属させられた事項を行わせるため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会から諮問された区指定文化財の指定・解除、区登録文化財の登録・解除等について、調査審議し、答申すること ・教育委員会が意見を聴くこととされた地域文化財の認定・解除について、審議し、意見を述べること 					
委員の状況	現員数	10 名（うち、女性委員 2 名）				
	選任区分	学識経験者（分野：文化財）				
	任期	2 年				
会議の公開	非公開					
開催の状況	4 回					

17. 新宿区産業振興会議

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区産業振興基本条例					設置年度	平成 23 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	産業振興に関する基本的事項について調査審議するため	
			○	○			
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について調査審議すること <ul style="list-style-type: none"> >新宿区産業振興基本条例第4条第1項の基本的施策に係る重要な事項 >産業振興に関し、区長が諮問する事項 ・産業振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること 						
委員の状況	現員数	13名（うち、女性委員1名 公募委員3名）					
	選任区分	学識経験者、区民及び事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者					
	任期	2年					
会議の公開	公開						
開催状況	3回						

18. 新宿区民生委員推薦会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	民生委員法					設置年度	昭和 34 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	民生委員の推薦を行うため	
			○				
所掌事務	・民生委員の推薦を行うこと						
委員の状況	現員数	14名（うち、女性委員6名）					
	選任区分	区の区域の実情に通ずる者 >区議会議員、民生委員、社会福祉事業の関係者、区の区域を単位とする社会福祉関係団体の関係者、教育の関係者、関係行政機関の職員、学識経験者					
	任期	3年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

19. 新宿区障害者施策推進協議会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	障害者基本法 新宿区障害者施策推進協議会条例					設置年度	平成 11 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○	○			
区における障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 区における市町村障害者計画の策定及び変更について意見を述べること 区における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること 区における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること 						
委員の状況	現員数	28 名（うち、女性委員 10 名 公募委員 2 名）					
	選任区分	学識経験者、区民、障害者団体の代表者、民生委員、関係行政機関の職員、新宿区社会福祉協議会の職員、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催状況	2 回						

20. 新宿区介護給付費等の支給に関する審査会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					設置年度	平成 18 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
		○					
審査判定業務を行わせるため							
所掌事務	・審査判定業務を行うこと						
委員の状況	現員数	12 名（うち、女性委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：障害者等の保健又は福祉）					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	27 回						

21. 新宿区介護認定審査会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	介護保険法					設置年度	平成 11 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	審査判定業務を行わせるため	
		○					
所掌事務	・ 審査判定業務を行うこと						
委員の状況	現員数	115 名（うち、女性委員 43 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：保健、医療又は福祉）					
	任期	3 年					
会議の公開	非公開						
開催状況	403 回						

22. 新宿区子ども・子育て会議

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	子ども・子育て支援法 新宿区子ども・子育て会議条例					設置年度	平成 27 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	区における子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するため	
			○	○			
所掌事務	・ 区における子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること						
委員の状況	現員数	14 名（うち、女性委員 9 名 公募委員 4 名）					
	選任区分	学識経験者、保護者、子ども・子育て支援に関する事業を行うもの、地域活動団体の構成員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催状況	3 回						

23. 新宿区次世代育成協議会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	新宿区次世代育成協議会条例					設置年度	平成 17 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	※協議	
					○		
次世代育成施策の総合的かつ効果的な推進を図るため							
所掌事務	・次世代育成施策に関する重要な事項について協議すること						
委員の状況	現員数	43 名（うち、女性委員 23 名 公募委員 3 名）＋会長（区長）					
	選任区分	学識経験者、区民、事業者、労働組合の組合員、地域活動団体の構成員、教育、保健、福祉等の関係者、関係行政機関の職員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	3 回						

24. 新宿区男女共同参画推進会議

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	新宿区男女共同参画推進条例					設置年度	平成 16 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○	○			
男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・区長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議すること <ul style="list-style-type: none"> >基本計画の策定及び変更等男女共同参画推進施策に関する基本的又は重要な事項 >区が実施する男女共同参画推進施策等に関する区民等からの苦情の申出について、区長が意見を求めた事項 >男女共同参画の推進に関し、区長が必要と認める事項 ・男女共同参画に関し調査及び研究を行い、区長に意見を述べること 						
委員の状況	現員数	15 名（うち、女性委員 8 名 公募委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：男女共同参画）、区民、事業者、地域団体の構成員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	3 回						

25. 新宿区大気汚染障害者認定審査会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区大気汚染障害者認定審査会条例				設置年度	昭和 50 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	大気汚染障害者の認定を行うため
			○	○		
所掌事務	・ 区長の諮問に応じ、大気汚染障害者の認定に係る必要な調査審議を行い、区長に意見を述べること					
委員の状況	現員数	9 名（うち、女性委員 2 名）				
	選任区分	学識経験者（分野：医学）				
	任期	2 年				
会議の公開	非公開					
開催状況	12 回					

26. 新宿区公害健康被害認定審査会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	公害健康被害の補償等に関する法律				設置年度	昭和 49 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	公害健康被害の補償等に関する法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため
			○	○		
所掌事務	・ 区長の諮問に応じ、公害健康被害の補償等に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項その他区長が必要と認めた事項について、調査審議し、区長に意見を述べること					
委員の状況	現員数	10 名（うち、女性委員 2 名）				
	選任区分	学識経験者（分野：医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償）				
	任期	2 年				
会議の公開	非公開					
開催の状況	12 回					

27. 新宿区公害健康被害診療報酬審査会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区公害健康被害診療報酬審査会条例					設置年度	昭和 49 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	診療内容及び診療報酬その他区長が必要と認めた事項について審査し、区長に意見を述べるため	
		○	○				
所掌事務	・ 区長の諮問に応じ、診療内容及び診療報酬その他区長が必要と認めた事項について審査し、区長に意見を述べること						
委員の状況	現員数	7 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者（資格：医師及び薬剤師）					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催状況	12 回						

28. 新宿区国民健康保険運営協議会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	国民健康保険法					設置年度	昭和 34 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため	
			○				
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議すること 　　> 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃 　　> 療養の給付の充実及び改善に関する事項 　　> 保険料の賦課徴収方法に関する事項 　　> 区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項 						
委員の状況	現員数	29 名（うち、女性委員 9 名）					
	選任区分	被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員					
	任期	2 年（次期改選時から 3 年）					
会議の公開	公開						
開催の状況	1 回						

29. 新宿区感染症の診査に関する協議会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					設置年度	平成 11 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため	
			○				
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 区長の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 1 項の規定による通知、同法第 20 条第 1 項（同法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び同法第 20 条第 4 項（同法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに同法第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 6 項及び第 19 条第 7 項（同法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定による報告に関し、意見を述べること 						
委員の状況	現員数	9 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者（資格：感染症指定医療機関の医師）、学識経験者（分野：感染症の患者の医療、法律、医療及び法律以外）					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催状況	24 回						

30. 新宿区みどりの推進審議会

【 所管部局：みどり土木部 】

設置根拠	新宿区みどりの条例				設置年度	平成3年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	
			○	○		
	区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するため					
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議すること 　＞みどりの保護と育成に関する計画に関する事項 　＞保護樹木等の指定及び解除に関する事項 　＞保護樹木等の譲受等に関する事項 　＞モデル地区の指定及び解除に関する事項 　＞違反行為の公表等に関する事項 　＞新宿区みどり公園基金の処分に関する事項 　＞みどりの保護と育成について、区長が必要と認める事項 					
委員の状況	現員数	15名（うち、女性委員6名 公募委員3名）				
	選任区分	学識経験者（分野：みどりの保護と育成）、区民、みどりの保護と育成に関する団体の構成員				
	任期	2年				
会議の公開	公開					
開催の状況	3回					

31. 新宿区自転車等駐輪対策協議会

【 所管部局：みどり土木部 】

設置根拠	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例					設置年度	平成7年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	自転車等の駐輪対策に関する重要事項を調査審議するため	
			○	○			
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議すること 　＞ 自転車等の駐輪対策に関する総合計画に関する事項 　＞ 自転車等の駐輪対策に関する重要事項 						
委員の状況	現員数	21名（うち、女性委員3名 公募委員2名）					
	選任区分	学識経験者、区民、区内関係団体の構成員、鉄道事業者等関係機関の職員、警察、道路管理者等関係行政機関の職員、区職員					
	任期	2年					
会議の公開	公開						
開催状況	－ ※前回：平成30年3月開催						

32. 新宿区環境審議会

【 所管部局：環境清掃部 】

設置根拠	環境基本法 新宿区環境基本条例					設置年度	平成8年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	区の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため	
			○	○			
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議すること 　＞ 環境基本計画に関する事項 　＞ 環境の保全に関する基本的事項 						
委員の状況	現員数	16名（うち、女性委員4名 公募委員5名）					
	選任区分	学識経験者（分野：環境の保全）、区民、事業者、区職員					
	任期	2年					
会議の公開	公開						
開催の状況	3回						

33. 新宿区リサイクル清掃審議会

【 所管部局：環境清掃部 】

設置根拠	新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例					設置年度	平成 12 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項を調査審議するため	
			○	○			
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議すること 　＞リサイクル及び一般廃棄物の処理の基本的方針に関する事項 　＞リサイクル及び一般廃棄物の処理に係る重要な事項 						
委員の状況	現員数	22 名（うち、女性委員 8 名 公募委員 5 名）					
	選任区分	学識経験者、区民、区内関係団体の構成員、区内事業者、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催状況	4 回						

34. 新宿区都市計画審議会

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	都市計画法 新宿区都市計画審議会条例					設置年度	昭和 50 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び区長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため	
			○	○			
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法によりその権限に属する事項を調査審議するほか、区長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議すること 　＞区が定める都市計画に関する事項 　＞都市計画について区が提出する意見に関する事項 　＞区長が都市計画上必要と認める事項 						
委員の状況	現員数	20 名（うち、女性委員 3 名 公募委員 2 名）					
	選任区分	学識経験者、区議会議員、関係行政機関又は都の職員、区民					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	5 回						

35. 新宿区建築審査会

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	建築基準法					設置年度	昭和 58 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○	○			
	建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項を調査審議させるため						
所掌事務	・ 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、特定行政庁の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項を調査審議すること						
委員の状況	現員数	5 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政）					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催状況	10 回						

36. 新宿区景観まちづくり審議会

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	新宿区景観まちづくり条例					設置年度	平成 4 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○	○			
	景観形成施策を円滑に推進するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申すること 　＞景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインの策定及び変更に関する事項 　＞景観法の規定による勧告に関する事項 　＞景観法の規定による必要な措置をとることの命令に関する事項 　＞正当な理由なく勧告に従わない者の公表に関する事項 　＞景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除に関する事項 　＞景観形成施策に関し、区長が必要と認める事項 						
委員の状況	現員数	17 名（うち、女性委員 6 名 公募委員 4 名）					
	選任区分	学識経験者、区民、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	3 回						

37. 新宿区建築紛争調停委員会

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例					設置年度	昭和 53 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○	○			
中高層建築物の建築に係る調停を行うため							
所掌事務	・ 中高層建築物の建築に係る調停を行うに当たっての区長の意見の求めに応じ、必要な調査審議を行い意見を述べるとともに、区長の諮問に応じて、紛争の予防と調整に関する重要事項について調査審議すること						
委員の状況	現員数	4 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：法律、建築又は環境等）					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催状況	－ ※前回：平成 9 年 7 月開催						

38. 新宿区住宅まちづくり審議会

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例					設置年度	平成 2 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他		
			○				
区の住宅政策に関する重要な事項を審議するため							
所掌事務	・ 区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申すること > 区内における適切な住宅として備えるべき規模、構造、設備その他必要な事項に関する水準について意見を求められた事項 > 住宅政策に関する重要事項						
委員の状況	現員数	18 名（うち、女性委員 4 名 公募委員 2 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：住宅政策）、区民、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	2 回						

39. 新宿区社会教育委員

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	社会教育法 新宿区社会教育委員条例				設置年度	昭和 51 年度
設置目的	調停	審査	審議	調査	その他	社会教育に関し区教育委員会に助言するため
			○	○		
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する諸計画を立案すること ・定時又は臨時に会議を開き、区教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること ・これらの職務を行うために必要な研究調査を行うこと 					
委員の状況	現員数	10 名（うち、女性委員 5 名）				
	選任区分	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者				
	任期	2 年				
会議の公開	公開					
開催状況	4 回					

【附属機関に準ずる機関】

1. 新宿区協働支援会議

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区協働支援会議設置要綱					設置年度	平成 16 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
					○		
	新宿区協働支援会議設置要綱によりその権限に属させられた事項を行わせるため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長の求めに応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果について区長に意見を述べること ＞ 一般事業助成に係る助成金の交付の可否及び助成金の額に関する事項 ＞ 協働事業助成の事業の承認の可否に関する事項 ＞ 協働事業助成の事業の評価に関する事項 ＞ 区民の福祉の向上を目的とした協働事業に係る相談等に関する事項 ＞ 区の協働事業の推進に関する事項 						
委員の状況	現員数	9 名（うち、女性委員 4 名 公募委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者、非営利活動団体の構成員又は関係者、区民、区内事業所の社会貢献部門経験者、新宿区社会福祉協議会の職員、区職員					
	任期	1 年（翌年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	公開						
開催の状況	15 回						

2. 新宿区立新宿 N P O 協働推進センター指定管理者事業評価委員会

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区立新宿 N P O 協働推進センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 26 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
	○						
	指定管理者が行う新宿 N P O 協働推進センターの管理業務に関する評価を行うため						
所掌事務	・ 指定管理者が行う新宿 N P O 協働推進センターの管理業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5 名（うち、女性委員 3 名）					
	選任区分	外部委員、内部委員（区職員）					
	任期	1 年（評価業務が終了した日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

3. 新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者選定委員会

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区立新宿NPO協働推進センター指定管理者候補団体の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
		○					
指定管理者候補団体を選定するため							
所掌事務	・ 指定管理者候補団体を選定すること						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	外部有識者、区職員					
	任期	1年（指定管理者が指定された日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

4. 新宿区立地域センター指定管理者評価委員会

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区立地域センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
	○						
指定管理者が行う地域センターに関する評価を行うため							
所掌事務	・ 指定管理者が行う地域センターに関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員3名）					
	選任区分	外部有識者、内部委員（区職員）					
	任期	1年（評価の終了の日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

5. 新宿区立区民ホール指定管理者評価委員会

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区立区民ホールの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
	○						
指定管理者が行う区民ホールに関する評価を行うため							
所掌事務	・ 指定管理者が行う区民ホールに関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5 名					
	選任区分	外部有識者、内部委員（区職員）					
	任期	1 年（評価の終了の日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

6. 新宿区立区民ホール指定管理者選定委員会

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区立区民ホールの指定管理者候補団体の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
		○					
指定管理者候補団体を選定するため							
所掌事務	・ 指定管理者候補団体を選定すること						
委員の状況	現員数	5 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	外部有識者、内部委員（区職員）					
	任期	1 年（指定管理者が指定された日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

7. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（区役所地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　＞助成金の交付申請の内容に関する事項 　＞助成金の交付の可否に関する事項 　＞助成金の額の配分に関する事項 　＞助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

8. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（四谷地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　＞助成金の交付申請の内容に関する事項 　＞助成金の交付の可否に関する事項 　＞助成金の額の配分に関する事項 　＞助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ15名（うち、女性委員延べ2名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3回						

9. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（笹笥町地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　　>助成金の交付申請の内容に関する事項 　　>助成金の交付の可否に関する事項 　　>助成金の額の配分に関する事項 　　>助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 15 名（うち、女性委員延べ 3 名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

10. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（榎町地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　　>助成金の交付申請の内容に関する事項 　　>助成金の交付の可否に関する事項 　　>助成金の額の配分に関する事項 　　>助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 15 名（うち、女性委員延べ 2 名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

11. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（若松町地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　＞助成金の交付申請の内容に関する事項 　＞助成金の交付の可否に関する事項 　＞助成金の額の配分に関する事項 　＞助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 15 名（うち、女性委員延べ 6 名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

12. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（大久保地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　＞助成金の交付申請の内容に関する事項 　＞助成金の交付の可否に関する事項 　＞助成金の額の配分に関する事項 　＞助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 15 名（うち、女性委員延べ 9 名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

13. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（戸塚地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　　>助成金の交付申請の内容に関する事項 　　>助成金の交付の可否に関する事項 　　>助成金の額の配分に関する事項 　　>助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 10 名					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

14. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（落合第一地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　　>助成金の交付申請の内容に関する事項 　　>助成金の交付の可否に関する事項 　　>助成金の額の配分に関する事項 　　>助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 25 名（うち、女性委員延べ 10 名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回（うち、第 2 回、第 3 回は、1 部・2 部構成で審査会を実施）						

15. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（落合第二地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　＞助成金の交付申請の内容に関する事項 　＞助成金の交付の可否に関する事項 　＞助成金の額の配分に関する事項 　＞助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 10 名（うち、女性委員延べ 2 名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

16. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（柏木地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　＞助成金の交付申請の内容に関する事項 　＞助成金の交付の可否に関する事項 　＞助成金の額の配分に関する事項 　＞助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 10 名（うち、女性委員延べ 2 名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

17. 新宿区地域コミュニティ事業助成金審査会（角筈地区）

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	平成 30 年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査	
					○		
助成金の適正な交付を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審査すること 　＞助成金の交付申請の内容に関する事項 　＞助成金の交付の可否に関する事項 　＞助成金の額の配分に関する事項 　＞助成金の交付について区長が意見を求めた事案に関する事項 						
委員の状況	現員数	延べ 10 名（うち、女性委員延べ 3 名）					
	選任区分	区職員、地域活動団体の構成員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

18. 新宿区立生涯学習施設指定管理者評価委員会

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区立生涯学習施設の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者が行う生涯学習施設に関する評価を行うため	
	○						
所掌事務	・指定管理者が行う生涯学習施設に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5 名（うち、女性委員 2 名）					
	選任区分	外部有識者、内部委員（区職員）					
	任期	1 年（評価の終了の日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

19. 新宿区立中強羅区民保養所及び新宿区立区民健康村指定管理者評価委員会

【 所管部局：地域振興部 】

設置根拠	新宿区立中強羅区民保養所及び新宿区立区民健康村の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
	○						
指定管理者が行う中強羅区民保養所及び区民健康村の管理業務に関する評価を行うため							
所掌事務	・指定管理者が行う中強羅区民保養所及び区民健康村の管理業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5 名					
	選任区分	外部有識者、内部委員（区職員）					
	任期	1 年（翌年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

20. 新宿区東京 2020 大会区民協議会

【 所管部局：地域振興部（東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部） 】

設置根拠	新宿区東京 2020 大会区民協議会設置要綱					設置年度	平成 29 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	時限
			○				
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区民、関係団体・機関及び区が一体となって地域の発展に取り組んでいくため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について協議を行うこと >関係者間における大会に関連する情報の共有及び連絡調整に関する事項 >大会の開催に向けた気運の醸成に資する区民及び団体等の取組に関する事項 >大会の開催に向けた区の事業の推進に関する事項 						
委員の状況	現員数	27 名（うち、女性委員 4 名）					
	選任区分	区長、学識経験者、区内各種団体の構成員、区の審議会等の構成員、区議会議員、区職員、協議会の運営に必要と認められる者、協議事項に知見を有する者					
	任期	令和 3 年 3 月 31 日まで					
会議の公開	公開						
開催の状況	3 回						

21. 新宿区立新宿文化センター指定管理者評価委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区立新宿文化センターの指定管理者の管理業務に係わる事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
	○						
指定管理者が行う新宿文化センターの管理業務に関する評価を行うため							
所掌事務	・ 指定管理者が行う新宿文化センターの管理業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5 名（うち、女性委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者、区民、区職員					
	任期	1 年（評価業務が終了した日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

22. 新宿区立漱石山房記念館運営学術委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区立漱石山房記念館運営学術委員会設置要綱					設置年度	平成 29 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
					○		
漱石山房記念館の運営に係る質の維持・向上をはじめ、地域の文化や歴史に対する区民の愛着と誇りを育み、もって地域文化の振興と発展に資するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる事項について、必要な指導及び助言等を行うこと 　＞展示会の企画運営に関する事項 　＞事業等の企画運営に関する事項 　＞資料の収集に関する事項 　＞資料の管理及び活用に関する事項 　＞他機関等との連携に関する事項 　＞区が付議した事項 						
委員の状況	現員数	8 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	外部有識者、区民、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	4 回						

23. 新宿歴史博物館等文化・歴史施設指定管理者評価委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

(一部教育委員会からの補助執行)

設置根拠	新宿歴史博物館等文化・歴史施設の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者が行う新宿歴史博物館等文化・歴史施設の管理業務に関する評価を行うため	
	○						
所掌事務	・指定管理者が行う新宿歴史博物館等文化・歴史施設の管理業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員1名）					
	選任区分	外部有識者、内部委員（区職員）					
	任期	1年（評価業務が終了した日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

24. 新宿区立漱石山房記念館指定管理者評価委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区立漱石山房記念館の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者が行う漱石山房記念館の管理業務に関する評価を行うため	
	○						
所掌事務	・指定管理者が行う漱石山房記念館の管理業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者、区民、区職員					
	任期	1年（評価業務が終了した日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

25. 新宿ものづくりマイスター認定審査会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿ものづくりマイスター認定要綱					設置年度	平成 20 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
					○		
	新宿ものづくりマイスター認定の審査を行うため						
所掌事務	・新宿ものづくりマイスター認定の審査を行うこと						
委員の状況	現員数	4名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者、区職員、区長が必要と認めた者					
	任期	1年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

26. 商店街支援事業審査委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	商店街支援事業審査要領					設置年度	平成 22 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
					○		
	区に補助事業申請を行った商店会が実施する事業について、交付決定の適否に関する審査を行うに当たり、その評価過程における公正性及び透明性を確保するため						
所掌事務	・区に補助事業申請を行った商店会が実施する事業について、交付決定の適否について確認すること						
委員の状況	現員数	4名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者等、新宿観光振興協会事務局長、区職員					
	任期	1年（審査の終了まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

27. 新宿区立高田馬場創業支援センター利用者選考委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区立高田馬場創業支援センター利用者選考委員会設置要綱					設置年度	平成 23 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
		○					
高田馬場創業支援センターの利用者選考を行うため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・高田馬場創業支援センターのシェアードオフィス等に係る選考を行うこと ・利用承認及び選考に係る必要な事項を行うこと 						
委員の状況	現員数	5 名					
	選任区分	学識経験者等、東京商工会議所新宿支部事務局長、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	5 回						

28. 新宿区立高田馬場創業支援センター指定管理者評価委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区立高田馬場創業支援センターの指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 26 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
	○						
指定管理者が行う高田馬場創業支援センターの管理業務に関する評価を行うため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が行う高田馬場創業支援センターの管理業務に関する評価を行うこと 						
委員の状況	現員数	5 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	外部有識者等、内部委員（区職員）					
	任期	1 年（評価業務が終了した日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

29. 新宿区立高田馬場創業支援センター指定管理者選定委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区立高田馬場創業支援センター指定管理者選定委員会設置要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者候補団体を選定するため	
		○					
所掌事務	・施設の管理運営を行わせるのに最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定すること						
委員の状況	現員数	8名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者等、区職員					
	任期	1年（指定管理者が指定された日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

30. 新宿区新製品・新サービス開発審査委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区新製品・新サービス開発審査委員会設置要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査 新宿区新製品・新サービス開発支援補助金における補助事業に係る審査等を行うため	
					○		
所掌事務	・新宿区新製品・新サービス開発支援補助金について交付申請された事業内容の審査を行うこと ・新宿区新製品・新サービス開発支援補助金の交付事業の成果検証を行うこと						
委員の状況	現員数	5名					
	選任区分	新宿区産業コーディネーター、学識経験者等、区職員					
	任期	1年（当該年度の3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

31. 新宿ビジネスプランコンテスト審査委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	平成 30 年度新宿ビジネスプランコンテスト審査委員会実施要領					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審査 新宿ビジネスプランコンテストにおけるビジネスプランの表彰をするに当たり、その審査過程における公正性及び専門性を確保するため	
					○		
所掌事務	・新宿ビジネスプランコンテストについて応募のあったビジネスプランの審査及び評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5名					
	選任区分	民間企業役員、起業支援者、学識経験者、これらに準ずる者					
	任期	1年（当該年度の3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3回						

32. 商店会情報誌の発行委託に係る事業者選定委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	商店会情報誌の発行委託に係る事業者選定委員会実施要領					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	単年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	商店会情報誌の発行委託に係る事業者の選定を行うため	
		○					
所掌事務	・商店会情報誌の発行委託に係る事業者の選定を行うこと						
委員の状況	現員数	5名					
	選任区分	区職員、新宿区産業コーディネーター、新宿区商店会連合会事務局長、新宿観光振興協会事務局長					
	任期	1年（事業者が選定された日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

33. 新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者評価委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区立新宿消費生活センター分館の指定管理者の管理業務に係る事業評価に関する要綱					設置年度	平成 26 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者が行う新宿消費生活センター分館の管理業務に関する評価を行うため	
	○						
所掌事務	・指定管理者が行う新宿消費生活センター分館の管理業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員1名）					
	選任区分	外部有識者等、内部委員（区職員）					
	任期	1年（評価業務が終了した日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

34. 新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者選定委員会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	新宿区立新宿消費生活センター分館指定管理者選定委員会設置要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者候補団体を選定するため	
		○					
所掌事務	・施設の管理運営を行わせるに最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定すること						
委員の状況	現員数	8名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者等、区職員					
	任期	1年（指定管理者が指定された日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

35. 新宿区消費生活地域協議会

【 所管部局：文化観光産業部 】

設置根拠	消費者教育の推進に関する法律、消費者安全法 新宿区消費生活地域協議会設置要綱				設置年度	平成 27 年度
					設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	
			○			
<p>区の区域における消費者教育を推進するため、区の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、区における消費生活の安定及び向上に関し必要な事項について協議するため</p>						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について協議を行うこと 　＞地域特性を踏まえた消費生活施策の推進に関する事項 　＞消費者教育の推進に関する事項 　＞消費者の安全確保に関する事項 　＞新宿区立新宿消費生活センターの機能強化に関する事項 　＞消費生活に係る分野の関係者との連携及び協力に関する事項 　＞消費生活に附帯する事項で、会長が必要と認める事項 					
委員の状況	現員数	23 名（うち、女性委員 10 名 公募委員 2 名）				
	選任区分	学識経験者、専門職、消費者団体、区民、警察、教育機関、福祉、区職員				
	任期	2 年（警察は、1 年）				
会議の公開	公開					
開催の状況	2 回					

36. 新宿区成年後見事例検討会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区成年後見事例検討会設置要綱					設置年度	平成 24 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	市民後見人への該当事例の選定及び成年後見制度の活用等に関する事項について協議するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区又は成年後見推進機関が関わった事例について、次の役割を担うこと 　　> 成年後見制度等による支援 　　> 市民後年人の活用 　　> 後見業務についての協議及び報告 						
委員の状況	現員数	9 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者（資格：弁護士、司法書士、社会福祉士）、区職員					
	任期	1 年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

37. 新宿区障害者福祉活動事業助成金配分委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区障害者福祉活動基金条例施行規則					設置年度	昭和 60 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
					○		
	※審議 助成金の効率的運用及び適正な配分を図るため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる事項について審議すること 　　> 助成金の配分に関する事項 　　> 助成金の交付に関して区長が必要と認めた事項 						
委員の状況	現員数	5 名					
	選任区分	新宿区協働支援会議の構成員、区職員					
	任期	—					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

38. 新宿区障害者自立支援協議会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 新宿区障害者自立支援協議会要綱					設置年度	平成 18 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため	
			○				
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業者等の運営評価等を行うこと ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うこと ・地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議を行うこと ・地域の社会資源の開発、改善を行うこと ・基幹相談支援センター等機能強化事業の活用に関する協議を行うこと ・障害者の虐待防止・権利擁護の体制構築のための協議を行うこと ・障害を理由とする差別の解消の推進のための協議を行うこと ・その他障害福祉の増進に必要な事項について協議を行うこと 						
委員の状況	現員数	14 名（うち、女性委員 7 名）					
	選任区分	学識経験者、雇用関係機関の職員、権利擁護関係者、教育関係者、障害者団体の代表者、相談支援事業者等、保健医療福祉関係者、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	6 回						

39. 新宿区手話通訳者選考試験検討委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区意思疎通支援事業実施要綱					設置年度	平成 21 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
				○			
手話通訳者選考試験問題等の作成と試験の実施方法を検討するため							
所掌事務	・手話通訳者選考試験問題等の作成と試験の実施方法を検討すること						
委員の状況	現員数	7名（うち、女性委員4名）					
	選任区分	聴覚障害者等、新宿区手話通訳登録者、専門通訳者、試験実施者（区職員）					
	任期	—					
会議の公開	非公開						
開催の状況	5回						

40. 新宿区視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー運営委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区視覚・聴覚障害者支援事業実施要綱					設置年度	平成 26 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
				○			
視覚・聴覚障害者支援事業において、利用者同士及び地域との新しいつながりを広げ交流を深めるため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次の掲げる事項の検討を行うこと >利用者同士及び地域との交流の推進に関する事項 >新宿区視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーの利用に関する事項 >地域における交流コーナーのあり方に関する事項 						
委員の状況	現員数	10名（うち、女性委員8名）					
	選任区分	新宿区視覚障害者福祉協会代表者、新宿区聴覚障害者協会代表者、利用者又は利用団体代表者、意思疎通支援団体代表者、地元町会等代表者、民生委員代表者、新宿区社会福祉協議会代表者、区職員					
	任期	2年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

41. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱					設置年度	平成 12 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
				○			
計画の進行管理及び計画の策定に向けた検討を行うため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の進行管理に関する意見を述べること ・ 計画の見直しに関しての検討及びその結果を区長へ報告すること 						
委員の状況	現員数	21 名（うち、女性委員 12 名 公募委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者（うち 1 名は、弁護士）、区民、各種団体構成員					
	任期	3 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	3 回						

42. 新宿区生活支援体制整備協議会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区生活支援体制整備協議会設置要綱					設置年度	平成 28 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源及び地域の支援ニーズの把握に関すること ・ 地域資源の開発に関すること ・ ネットワークの構築に関すること ・ 地域の支援ニーズと地域資源のマッチングに関すること ・ 地域の支え合い体制づくりに関すること ・ 生活支援コーディネーターの活動に対する組織的な支援に関すること 						
委員の状況	現員数	16 名（うち、女性委員 9 名）					
	選任区分	区民、各種団体構成員、新宿区高齢者総合相談センター職員、新宿区社会福祉協議会理事、区職員					
	任期	2 年（翌年度の末日まで）					
会議の公開	公開						
開催の状況	2 回						

43. 新宿区通所型住民主体サービス事業補助金選定委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区通所型住民主体サービス事業補助金選定委員会設置要綱					設置年度	平成 29 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審議	
		○					
新宿区介護予防・生活支援サービス事業における通所型住民主体サービス事業実施に係る補助金を交付するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審議を行うこと 　　>事業内容の審査に関する事項 　　>補助金の額の配分に関する事項 						
委員の状況	現員数	6名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	区職員、新宿区生活支援体制整備協議会委員					
	任期	1年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

44. 新宿区高齢者福祉活動基金運用委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区高齢者福祉活動基金条例施行規則					設置年度	昭和 62 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※審議	
					○		
助成金の効率的な運用及び適正な配分を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について審議すること 　　>地域高齢者福祉活動の内容の審査に関する事項 　　>助成金の額の配分に関する事項 　　>助成金の運用に関して区長が必要と認めた事項 						
委員の状況	現員数	7名（うち、女性委員1名）					
	選任区分	民生委員、区職員					
	任期	—					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

45. 敬老会選定委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	平成 30 年度敬老会選定委員会設置要領					設置年度	平成 30 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	単年度
		○					
敬老会の演芸等運営業者の選定を行うため							
所掌事務	・敬老会の演芸等運営業者の選定を行うこと						
委員の状況	現員数	5 名					
	選任区分	区職員、新宿区高齢者クラブ連合会役員、新宿区民生委員・児童委員協議会委員、新宿区町会連合会役員					
	任期	1 年（※単年度設置）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

46. 新宿区立信濃町シニア活動館指定管理者選定委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区立信濃町シニア活動館の指定管理者の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
		○					
新宿区立シニア活動館条例の規定による選定を適正に行うため							
所掌事務	・信濃町シニア活動館の管理を行わせるに最も適当と認める事業者を、指定管理者候補事業者として選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	7 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者（うち 1 名は、公認会計士又は中小企業診断士）、地域代表、区職員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

47. 新宿区立中落合地域交流館指定管理者選定委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区立中落合地域交流館の指定管理者の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	新宿区立地域交流館条例の規定による選定を適正に行うため	
		○					
所掌事務	・中落合地域交流館の管理を行わせるに最も適当と認める事業者を、指定管理者候補事業者として選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	7名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者（うち1名は、公認会計士又は中小企業診断士）、地域代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

48. 新宿区立西早稲田地域交流館指定管理者選定委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区立西早稲田地域交流館の指定管理者の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	新宿区立地域交流館条例の規定による選定を適正に行うため	
		○					
所掌事務	・西早稲田地域交流館の管理を行わせるに最も適当と認める事業者を、指定管理者候補事業者として選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	7名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者（うち1名は、公認会計士又は中小企業診断士）、地域代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

49. 新宿区立北新宿第二地域交流館指定管理者選定委員会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区立北新宿第二地域交流館の指定管理者の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	新宿区立地域交流館条例の規定による選定を適正に行うため	
		○					
所掌事務	・北新宿第二地域交流館の管理を行わせるに最も適当と認める事業者を、指定管理者候補事業者として選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	7名（うち、女性委員3名）					
	選任区分	学識経験者（うち1名は、公認会計士又は中小企業診断士）、地域代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

50. 新宿区高齢者の権利擁護ネットワーク協議会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区高齢者の権利擁護ネットワーク協議会設置要綱					設置年度	平成 21 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
			○				
高齢者の権利擁護に関する機関が連携し、ネットワークを構築するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について協議及び情報交換を行うこと 　　>高齢者の権利擁護ネットワークの構築及び関係機関との情報共有に関する事項 　　>高齢者の権利擁護についての、区民、関係機関・団体等への普及啓発に関する事項 						
委員の状況	現員数	36名（うち、女性委員 13名）					
	選任区分	新宿区医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、新宿区介護サービス事業者協議会、新宿区民生委員・児童委員協議会、新宿区町会連合会、警察署、消防署、医療機関、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区職員					
	任期	2年（新宿区医師会から新宿区町会連合会までの区分の委員）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

51. 新宿区地域包括支援センター等運営協議会

【 所管部局：福祉部 】

設置根拠	新宿区地域包括支援センター等運営協議会設置要綱					設置年度	平成 17 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
			○				
区内における地域包括支援センターの公正及び中立性の確保その他の円滑かつ適正な運営を図るため、並びに地域密着型サービスの適正な運営を確保するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの設置に係る承認等に関すること ・ 地域包括支援センターの事業内容の評価その他の運営に関すること ・ 地域包括支援業務に係る地域の連携体制の構築、地域資源の開発その他の地域包括ケアに関すること ・ 地域密着型サービスの指定等に関すること 						
委員の状況	現員数	15 名（うち、女性委員 8 名 公募委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者、新宿区民生委員・児童委員、新宿区介護モニター等、区内関係事業者、区内関係団体の構成員、権利擁護、相談事業等機関					
	任期	3 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	3 回						

52. 入園及び保育環境検討会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	新宿区障害児等保育の実施に関する要綱					設置年度	平成 16 年度
	新宿区子ども園障害児等保育・教育の実施に関する要綱					設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※判定	
					○		
新宿区障害児等保育の実施に関する要綱及び新宿区子ども園障害児等保育・教育の実施に関する要綱に基づく判定を行うため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる判定を行うこと ＞障害児の入所（園）の可否に関する判定 ＞利用調整会議において保育所（子ども園）への入所が内定した児童について、特別な配慮を要する児童であると園長（施設長）が判断した場合の入所（入園）に関する判定 ＞入所（入園）後に障害の認定を受けた児童及び障害の程度の変化等があった児童の入所（入園）継続の可否に関する判定 ＞入所（入園）後の延長保育実施の可否に関する判定 ＞入所（入園）後における特別な配慮を要する児童であることの判定 ＞障害、疾病等の程度を勘案して集団保育（保育・教育）が著しく困難であることの判定 ＞障害児保育の実施に伴う巡回保育相談の実施の要否 ＞利用調整会議において定期利用保育に利用内定した児童について、定期利用保育の環境及び人員での受け入れ可否に関する判定 						
委員の状況	現員数	13 名（うち、女性委員 10 名）					
	選任区分	学識経験者（資格：医師）、区職員					
	任期	—					
会議の公開	非公開						
開催の状況	12 回						

53. 新宿区立西新宿児童館指定管理者等候補事業者選定委員会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	新宿区立西新宿児童館の指定管理者及び西新宿学童クラブ・西新宿小学校放課後子どもひろば児童指導業務委託候補事業者の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の規定による選定を適正に行うため	
		○					
所掌事務	・西新宿児童館の管理を行わせるに最も適当と認める事業者を、指定管理者等候補事業者として選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	6名（うち、女性委員3名 公募委員2名）					
	選任区分	学識経験者（うち1名は、公認会計士又は中小企業診断士）、児童に関わる地域代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

54. 新宿区立北山伏地域交流館・新宿区立北山伏児童館指定管理者等候補事業者選定委員会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	新宿区立北山伏地域交流館・新宿区立北山伏児童館の指定管理者及び北山伏学童クラブ児童指導業務委託候補事業者の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	新宿区立地域交流館条例及び新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の規定による選定を適正に行うため	
		○					
所掌事務	・北山伏地域交流館・北山伏児童館の管理を行わせるに最も適当と認める事業者を、指定管理者等候補事業者として選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	9名（うち、女性委員3名 公募委員4名）					
	選任区分	学識経験者（うち1名は、公認会計士又は中小企業診断士）、高齢者・児童に関わる地域代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

55. 新宿区立本塩町地域交流館・新宿区立本塩町児童館指定管理者等候補事業者選定委員会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	新宿区立本塩町地域交流館・新宿区立本塩町児童館の指定管理者及び本塩町学童クラブ児童指導業務委託候補事業者の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	新宿区立地域交流館条例及び新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の規定による選定を適正に行うため	
		○					
所掌事務	・本塩町地域交流館・本塩町児童館の管理を行わせるに最も適当と認める事業者を、指定管理者等候補事業者として選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	9名（うち、女性委員3名 公募委員4名）					
	選任区分	学識経験者（うち1名は、公認会計士又は中小企業診断士）、高齢者・児童に関わる地域代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

56. 信濃町学童クラブ、四谷第六小学校内学童クラブ、四谷第六小学校放課後子どもひろば及び
信濃町子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児童指導等業務委託事業者選定委員会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	信濃町学童クラブ、四谷第六小学校内学童クラブ、 四谷第六小学校放課後子どもひろば及び信濃町子 ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児 童指導等業務委託事業者選定委員会実施要領					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	募集要項に基づき応募した事業者のうち、事業の受託に適した優良な候補事 業者を選定するため	
		○					
所掌事務	・事業の受託に適した優良な候補事業者を選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	7名（うち、女性委員4名 公募委員4名）					
	選任区分	学識経験者、信濃町学童クラブ利用児童保護者代表、四谷第六 小学校内学童クラブ利用児童保護者代表、四谷第六小学校関係 者代表、信濃町子ども家庭支援センター関係者代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

57. 榎町学童クラブ、榎町子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児童指導等業務及びひろば型一時保育業務委託事業者選定委員会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	榎町学童クラブ、榎町子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児童指導等業務及びひろば型一時保育業務委託事業者選定委員会実施要領					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	募集要項に基づき応募した事業者のうち、事業の受託に適した優良な候補事業者を選定するため	
		○					
所掌事務	・事業の受託に適した優良な候補事業者を選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員1名 公募委員2名）					
	選任区分	学識経験者、榎町学童クラブ利用児童保護者代表、榎町子ども家庭支援センター関係者代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

58. 薬王寺学童クラブ及び土・日・祝日の薬王寺児童館児童指導等業務委託事業者選定委員会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	薬王寺学童クラブ及び土・日・祝日の薬王寺児童館児童指導等業務委託事業者選定委員会実施要領					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	募集要項に基づき応募した事業者のうち、事業の受託に適した優良な候補事業者を選定するため	
		○					
所掌事務	・事業の受託に適した優良な候補事業者を選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員3名 公募委員2名）					
	選任区分	学識経験者、薬王寺学童クラブ利用児童保護者代表、薬王寺児童館関係者代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

59. 北新宿第二学童クラブ及び北新宿子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児童指導等業務委託事業者選定委員会

【 所管部局：子ども家庭部 】

設置根拠	北新宿第二学童クラブ及び北新宿子ども家庭支援センター日・祝日の児童コーナー児童指導等業務委託事業者選定委員会実施要領					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
		○					
募集要項に基づき応募した事業者のうち、事業の受託に適した優良な候補事業者を選定するため							
所掌事務	・事業の受託に適した優良な候補事業者を選定し、区長に報告すること						
委員の状況	現員数	5名（うち、女性委員3名 公募委員2名）					
	選任区分	学識経験者、北新宿第二学童クラブ利用児童保護者代表、北新宿子ども家庭支援センター関係者代表、区職員					
	任期	1年（平成31年3月31日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

60. 新宿区健康づくり行動計画推進協議会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区健康づくり行動計画推進協議会設置要綱					設置年度	平成 20 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
	○						
「新宿区健康づくり行動計画」に基づく施策の実施状況の評価を行うため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進行管理に関する意見を述べること ・計画の見直しに関する意見を述べること ・区民の健康づくりに関する意見を述べること 						
委員の状況	現員数	10名（うち、女性委員4名 公募委員2名）					
	選任区分	学識経験者（医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士を含める。）、スポーツ関係者、区民					
	任期	令和3年3月31日まで					
会議の公開	公開						
開催の状況	2回						

61. 新宿区自殺総合対策会議

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区自殺総合対策会議設置要綱					設置年度	平成 21 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
					○		
	区における自殺対策の実施に関し区への提言を行うとともに、関係各機関における自殺対策の実施に係る情報の共有化その他の連絡調整を行うため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 区からの依頼に基づき、区における自殺防止に関する知識の普及啓発、自殺防止のための施策に係る提言を行うこと 関係各機関における自殺対策の実施に必要な情報の共有その他必要な連絡調整を行うこと 						
委員の状況	現員数	24 名（うち、女性委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者、区内医療、福祉等地域団体の構成員、区内事業者、自殺防止等に関する活動を行っている民間団体の構成員、関係行政機関の職員					
	任期	2 年（翌年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

62. 新宿区歯科保健推進協議会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区歯科保健推進協議会設置要綱					設置年度	昭和 53 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	区における歯科保健を推進し、区民の歯の健康づくりを支援するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる事項を協議すること <ul style="list-style-type: none"> ＞口腔衛生思想の普及啓発に関する事項 ＞歯科保健医療対策の充実に関し必要な事項 						
委員の状況	現員数	9 名（うち、女性委員 2 名）					
	選任区分	学識経験者、歯科医師会の代表者、区職員					
	任期	2 年（翌年度の末日まで）					
会議の公開	公開						
開催の状況	2 回						

63. 新宿区地域保健医療体制整備協議会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区地域保健医療体制整備協議会設置要綱					設置年度	平成 11 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	区における地域保健医療及び保健衛生並びに福祉施策との連携に関する課題を協議し、区の保健医療体制の充実に資するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について協議を行うこと 　＞保健・医療・福祉の連携に関する事項 　＞病院及び診療所との医療連携に関する事項 　＞保健医療対策の充実及び医療供給体制の整備に関し必要な事項 						
委員の状況	現員数	25 名（うち、女性委員 5 名）					
	選任区分	医療関係機関又は団体の代表者、福祉関係機関又は団体の代表者、学識経験者、区民、区職員					
	任期	2 年（2 年を経過する年の 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

64. 新宿区食品衛生推進員

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	食品衛生法					設置年度	平成 9 年度
	新宿区食品衛生推進員設置要綱					設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※助言	
					○		
	飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、もって区民の食生活の安全確保に寄与するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業者等からの食品衛生に関する相談に応じ、助言等を行うこと ・保健所長が開催する食品衛生推進会議に参加し、地域の食品衛生の向上等に関する必要な提言等を行うこと ・保健所が実施する食品衛生に関する普及啓発活動に協力すること ・地域の食品衛生に関する情報を収集すること 						
委員の状況	現員数	11 名（うち、女性委員 4 名）					
	選任区分	飲食店営業者等又はその業務に従事する者、区長が適当と認める者					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	2 回						

65. 新宿区民泊問題対応検討会議

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区民泊問題対応検討会議運営要綱					設置年度	平成 28 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
				○			
	民泊に関する課題を抽出しその内容を社会に発信するとともに、区民の安全・安心の確保を目的とした適正なルールの検討を行うため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の所在を確認し、その内容を明らかにすること ・民泊に関する法令の制定動向を見据え、区における適正なルールの検討を行うこと ・国に対する区としての要望等を整理すること 						
委員の状況	現員数	28 名（うち、女性委員 1 名）（会長：区長）					
	選任区分	学識経験者、町会・自治会の関係者、商店会の関係者、警察行政機関の職員、消防行政機関の職員、不動産関係団体の構成員、区職員					
	任期	2 年（翌年度の末日まで）					
会議の公開	公開						
開催の状況	2 回						

66. 新宿区新型インフルエンザ等対策連絡会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区新型インフルエンザ等対策連絡会設置要綱					設置年度	平成 19 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	区における新型インフルエンザ等対策の推進及び医療機関や警察・消防署等との連携を図るため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について協議を行うこと <ul style="list-style-type: none"> > 新型インフルエンザ等対策に関する事項 > 病院、診療所及び薬局等との連携に関する事項 > 警察署及び消防署との連携に関する事項 						
委員の状況	現員数	37 名（うち、女性委員 3 名）					
	選任区分	医師会、歯科医師会及び薬剤師会の関係者、医療機関の関係者、警察署及び消防署の関係者、区職員、会長が必要と認める者					
	任期	2 年（2 年を経過する年の 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	4 回						

67. 新宿区 HIV/AIDS 関係機関ネットワーク連絡会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区 HIV/AIDS 関係機関ネットワーク連絡会					設置年度	平成 26 年度
	設置要綱					設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	療養者支援を行っている関係機関が連携し、効果的な療養支援体制を構築するため	
			○				
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について協議を行うこと 　＞療養者支援に関するネットワークづくりに関する事項 　＞具体的事例に対する情報交換及び援助方法等の検討に関する事項 　＞在宅療養に係る支援者への知識の普及啓発に関する事項 　＞療養支援の推進に必要な事項 						
委員の状況	現員数	16 名（うち、女性委員 6 名）					
	選任区分	区内医療機関に勤務する者、区内 NPO 法人等に所属する者、区職員、特に必要と認める者					
	任期	1 年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

68. 新宿区精神保健福祉連絡協議会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	新宿区精神保健福祉連絡協議会設置要綱					設置年度	平成4年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
区における精神保健福祉対策の総合的、効果的かつ円滑な推進を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について協議すること ＞区における精神保健福祉施策のあり方に関する事項 ＞関係機関及び関係団体等との連絡及び協力の確保に関する事項 ＞精神保健福祉の正しい知識の普及啓発に関する事項 ＞精神保健福祉施策の推進に必要な事項 						
委員の状況	現員数	19名（うち、女性委員7名）					
	選任区分	学識経験者、保健医療関係機関の職員、精神保健・福祉関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員					
	任期	2年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

69. 新宿区難病対策地域協議会

【 所管部局：健康部 】

設置根拠	難病の患者に対する医療等に関する法律 新宿区難病対策地域協議会設置要綱					設置年度	平成29年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
			○				
区における総合的かつ効果的で円滑な難病対策の推進を図るため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律第32条第2項に定める協議を行うこと ・難病の患者に対する医療等に関する法律に定める難病患者の支援に係る課題等の情報共有に関することその他区における難病対策の推進に関し必要な事項について協議を行うこと 						
委員の状況	現員数	15名（うち、女性委員7名）					
	選任区分	学識経験者、保健医療関係機関の職員、難病患者支援団体の関係者、その他関係機関又は関係団体の職員等、民生委員、区職員					
	任期	1年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

70. 新宿中央公園指定管理者評価委員会

【 所管部局：みどり土木部 】

設置根拠	新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る 事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者が行う新宿中央公園の管理運営業務に関する評価を行うため	
	○						
所掌事務	・ 指定管理者が行う新宿中央公園の管理運営業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	5 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	外部有識者委員、内部委員（区職員）					
	任期	1 年（評価の終了まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

71. 新宿中央公園芝生広場交流拠点施設整備事業者選定委員会

【 所管部局：みどり土木部 】

設置根拠	新宿中央公園芝生広場交流拠点施設整備事業者 選定委員会設置要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	公募設置等予定者を公正かつ適正に選定するため	
		○					
所掌事務	・ 公募設置等予定者を選定すること						
委員の状況	現員数	8 名					
	選任区分	学識経験者、日本公認会計士協会東京会新宿会会長、新宿区観光振興協会代表企業、区職員					
	任期	1 年（公募設置等予定者が選定されたときまで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

72. 新宿区交通安全協議会

【 所管部局：みどり土木部 】

設置根拠	新宿区交通安全協議会規約					設置年度	昭和 48 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	強力かつ効果的な全区民運動を推進し、交通事故のない住みよい区を築くため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について協議をすること ＞交通安全思想の普及徹底に関する事項 ＞交通安全運動の推進に関する事項 ＞交通環境の整備に関する事項 ＞交通安全に関し協議会が認める事項 						
委員の状況	現員数	65 名（うち、女性委員 10 名） ※総会の委員数					
	選任区分	区議会議員、関係団体の構成員、関係行政機関の職員、区職員					
	任期	—					
会議の公開	公開						
開催の状況	1 回						

73. 新宿区地域公共交通会議

【 所管部局：みどり土木部 】

設置根拠	新宿区地域公共交通会議設置要綱					設置年度	平成 19 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項を協議をすること > 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 > 地域公共交通計画の策定に関する事項 > 交通会議が必要と認める事項 						
委員の状況	現員数	20 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	区長又はその指名する職員、国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する職員、社団法人東京バス協会、東京乗用旅客自動車協会、一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者、住民又は利用者の代表、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、道路管理者、交通管理者、学識経験者、東京都環境局環境改善部長又はその指名する職員、交通会議が必要と認める者					
	任期	1 年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	公開						
開催の状況	1 回						

74. 新宿区自転車ネットワーク計画検討会

【 所管部局：みどり土木部 】

設置根拠	新宿区自転車ネットワーク計画検討会設置要綱					設置年度	平成 30 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	単年度
				○			
新宿区自転車ネットワーク計画を策定するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車ネットワーク路線の選定とその路線の整備形態等を検討し、それらの検討内容を取りまとめること 						
委員の状況	現員数	16 名（うち、女性委員 2 名）					
	選任区分	学識経験者、国土交通省職員、東京都職員、警視庁職員、区民、区職員					
	任期	1 年（平成 31 年 3 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	5 回						

75. 新宿区エコライフ推進協議会

【 所管部局：環境清掃部 】

設置根拠	新宿区エコライフ推進員の活動に関する要綱					設置年度	平成 16 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	新宿区エコライフ推進員の活動等を円滑に推進するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフの実践に関すること ・エコライフの普及啓発活動に関すること ・エコライフの推進に関すること 						
委員の状況	現員数	33 名（うち、女性委員 16 名 公募委員 21 名）					
	選任区分	新宿区エコライフ推進員（区民）					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	4 回						

76. 新宿区立環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリー指定管理者評価委員会

【 所管部局：環境清掃部 】

設置根拠	新宿区立環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリーの指定管理者の管理運営業務の事業評価に関する要綱					設置年度	平成 22 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
	○						
	環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者が実施した管理運営業務の事業評価を行うため						
所掌事務	・評価報告書を作成し、環境清掃部長に報告すること						
委員の状況	現員数	5 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者、区職員					
	任期	1 年（評価を実施した年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

77. 新宿区立リサイクル活動センター指定管理者評価委員会

【 所管部局：環境清掃部 】

設置根拠	新宿区立リサイクル活動センター指定管理者の 管理運営業務の事業評価に関する要綱					設置年度	平成 24 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
	○						
新宿区立新宿リサイクル活動センター及び新宿区立西早稲田リサイクル活動センターの指定管理者が実施した管理運営業務を事業評価するため							
所掌事務	・ 評価報告書を作成し、環境清掃部長に報告すること						
委員の状況	現員数	5 名					
	選任区分	学識経験者、区職員					
	任期	1 年（評価を実施した年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

78. 新宿駅東南口高架下喫煙所利益等評価委員会

【 所管部局：環境清掃部 】

設置根拠	新宿駅東南口高架下喫煙所利益等評価委員会設 置要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
	○						
新宿駅東南口高架下喫煙所に係る管理運営及び収支状況の事業評価を適正かつ公平に行うため							
所掌事務	・ 前年度の管理運営等に係る報告書に基づき、協定書に規定する基準に照らし、適切かつ効果的な管理運営等が行われているか協議し、事業評価を行うこと						
委員の状況	現員数	6 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：財務状況等の判断）、区職員					
	任期	—					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

79. 新宿区ユニバーサルデザイン推進会議

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	新宿区ユニバーサルデザイン推進会議設置要綱					設置年度	平成 24 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
				○			
	区に暮らし、訪れる、様々な人々に配慮した総合的なユニバーサルデザインの効果的な推進を図るため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について検討を行い、その結果について区長に意見を述べること >区内のユニバーサルデザインの推進に関する事項 >ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインの見直し等に関する事項 >区内のユニバーサルデザインの推進に関し区長が必要と認める事項 						
委員の状況	現員数	17 名（うち、女性委員 5 名 公募委員 2 名）					
	選任区分	学識経験者、区民、事業者、関係団体の構成員、関係行政機関の職員、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

80. 新宿駅東口地区駐車場地域ルール運営委員会

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	新宿駅東口地区駐車場地域ルール運営委員会設置要綱					設置年度	平成 25 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
				○			
	新宿駅東口地区駐車場地域ルールの適正な運用及び検証等を行うため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ルールの運用に関するマニュアルの案の作成及び見直しを行うこと ・都知事及び区長へ地域ルールの検証及び運用状況の報告を行うこと ・新宿駅東口地区駐車場地域ルール運用組織に対する指導及び助言を行うこと ・地域ルールの見直し及び廃止の検討並びに見直しの案の作成を行うこと 						
委員の状況	現員数	14 名					
	選任区分	学識経験者、町会、商店会等地区組織の構成員、関係行政機関の職員（区職員を含む。）					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	1 回						

81. 新宿駅西口地区駐車場地域ルール運営委員会

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	新宿駅西口地区駐車場地域ルール運営委員会設置要綱					設置年度	平成 27 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
				○			
新宿駅西口地区駐車場地域ルールの適正な運用及び検証等を行うため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ルールの運用に関するマニュアルの案の作成を行うこと ・区長へ地域ルールの検証及び運用状況の報告を行うこと ・新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用組織に対する指導及び助言を行うこと ・地域ルールの見直し及び廃止の検討並びに見直しの案の作成を行うこと 						
委員の状況	現員数	15 名					
	選任区分	学識経験者、町会、商店会等地区組織の構成員、駐車場事業者の職員、関係行政機関の職員（区職員を含む。）					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	1 回						

82. 屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）検討委員会

【 所管部局：都市計画部 】

設置根拠	屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）検討委員会設置要綱					設置年度	平成 29 年度
						設置形態	策定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
				○			
地域別ガイドラインを策定するに当たり必要な事項の検討を行うため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別ガイドラインに関すること ・屋外広告物の景観誘導推進に必要なこと 						
委員の状況	現員数	10 名					
	選任区分	学識経験者、広告関係団体を代表する者、町会、商店会等地区組織の構成員					
	任期	2 年（地域別ガイドラインの策定の日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

83. 新宿駅東口地区歩行者環境改善協議会

【 所管部局：都市計画部（新宿駅周辺整備担当部） 】

設置根拠	新宿駅東口地区歩行者環境改善協議会設置要綱					設置年度	平成 27 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	新宿通り及びその周辺の歩行者環境改善に向け、関係者が連携し、歩いて楽しい回遊性のあるまちづくりに取り組むため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について所掌すること 　＞社会実験の実施に関する事項 　＞社会実験の検証項目、計測手法に関する事項 　＞新宿通り及びその周辺の歩行者環境改善に関する事項 　＞歩いて楽しい回遊性のあるまちづくりに関する事項 						
委員の状況	現員数	20 名					
	選任区分	学識経験者、関係団体の構成員、関係行政機関の職員、区職員					
	任期	—					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

84. 新宿の拠点再整備検討委員会

【 所管部局：都市計画部（新宿駅周辺整備担当部） 】

設置根拠	新宿の拠点再整備検討委員会設置要綱					設置年度	平成 29 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
				○			
	新宿の拠点再整備方針の具体化について検討するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次の事項について検討すること 　＞都市基盤の再整備に関する事項 　＞空間・景観づくりに関する事項 　＞新宿の拠点再整備方針の実現方策に関する事項 						
委員の状況	現員数	21 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	学識経験者、関係行政機関の職員（区職員を含む。）、鉄道事業者					
	任期	—					
会議の公開	非公開						
開催の状況	3 回						

85. 新宿区学校問題等調査委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	いじめ防止対策推進法 新宿区学校問題等調査委員会設置要綱					設置年度	平成 26 年度
						設置形態	常設
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※調査	
					○		
重大事態に対処し、及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事態に係る事実関係の調査を行うこと ・ 重大事態への対応及び関係機関との連絡調整を行うこと ・ 上記調査、対応及び連絡調整の実施に当たり必要な事項を検討すること ・ 重大事態の事実経過、因果関係等の専門的知識による分析等を行い、及び当該分析等の結果を報告すること ・ 同種の重大事態の発生の防止対策を行うこと 						
委員の状況	現員数	8名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者（分野：法律、児童・生徒の心理又は医療、教育）、 区職員					
	任期	2年					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

86. 第三者評価委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区立学校の第三者評価実施要綱					設置年度	平成 22 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
	○						
	学校の第三者評価を実施するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の内容を評価すること ＞前年度の学校の自己評価及び学校関係者評価の実施内容や方法等 ＞学校の自己評価及び学校関係者評価の結果に基づく学校運営の改善の状況 ＞地域協働学校としての取組及び学校運営協議会の実施状況 						
委員の状況	現員数	20 名（うち、女性委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者（分野：学校経営・教育課程経営等）					
	任期	1 年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	－ ※会議体としての活動を行っていない						
開催の状況	－ ※会議体としての活動を行っていない						

87. 新宿区立小学校教科用図書審議委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区立学校において使用する教科用図書（文部科学省検定済教科書）採択に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	採択の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※調査審議	
					○		
	教育委員会が区立小学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため						
所掌事務	・ 教育委員会の諮問に応じ、教科用図書に関する調査・審議を行い、その結果を答申すること						
委員の状況	現員数	12 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	校長及び教員、区職員、学識経験者等（分野：教育）					
	任期	1 年（当該年度の 8 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

88. 新宿区立中学校教科用図書審議委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区立学校において使用する教科用図書（文部科学省検定済教科書）採択に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	採択の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	※調査審議 教育委員会が区立中学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため	
					○		
所掌事務	・教育委員会の諮問に応じ、教科用図書に関する調査・審議を行い、その結果を答申すること						
委員の状況	現員数	12 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	校長及び教員、区職員、学識経験者等（分野：教育）					
	任期	1 年（当該年度の 8 月 31 日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

89. 新宿区立女神湖高原学園指定管理者事業評価委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成 29 年度における管理運営業務の事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者が行う女神湖高原学園の管理運営業務に関する評価を行うため	
	○						
所掌事務	・指定管理者が行う女神湖高原学園の管理運営業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	6 名（うち、女性委員 1 名）					
	選任区分	区職員、区立学校長、社会教育委員、公認会計士					
	任期	1 年（評価の終了まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1 回						

90. 新宿区学校結核対策委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区立学校における結核対策要綱					設置年度	平成 25 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
				○			
	結核に対する基本対策を検討するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる結核に対する基本対策を検討すること 　＞児童・生徒への感染防止対策の策定 　＞感染者及び発病者の早期発見・早期治療対策の策定 　＞患者発生時の対応方針の策定 						
委員の状況	現員数	7名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	学識経験者、区立学校医代表、新宿区医師会代表、区職員					
	任期	—					
会議の公開	非公開						
開催の状況	1回						

91. 新宿区特別支援学校給食調理業務委託に係る委託候補者選定委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区特別支援学校給食調理業務委託に係る委託候補者選定委員会設置要領					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
		○					
	特別支援学校給食調理業務を委託する事業者の適正な選考を行うため						
所掌事務	・最適な委託候補者を選定すること						
委員の状況	現員数	7名（うち、女性委員2名）					
	選任区分	特別支援学校長、特別支援学校栄養職員、特別支援学校PTA代表、区職員					
	任期	1年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2回						

92. 新宿区学校給食調理業務委託に係る委託候補者選定委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区学校給食調理業務委託に係る委託候補者選定委員会設置要領					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他		
		○					
学校給食調理業務を委託する候補者の適正な選考を行うため							
所掌事務	・最適な委託候補者を選定すること						
委員の状況	現員数	10 名（うち、女性委員 2 名）					
	選任区分	小学校長会及び中学校長会、学校栄養職員、小学校 P T A 代表及び中学校 P T A 代表、区職員					
	任期	1 年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	2 回						

93. 新宿区就園相談委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区就園相談委員会設置要綱					設置年度	昭和 58 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
					○	※調査審議	
区における障害のある幼児及びその心配のある幼児の就園等に関し、適切な対応を審議するため							
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、その結果について園長に通知すること ＞支援を要する幼児に関し、安全上の配慮等を主たる目的として、当該幼児の成長と発達の支援を補助する支援員の配置について審議し、条件及び可否について決定すること ＞支援を要する幼児に係る資料の収集及び作成に関する事項 ＞支援を要する幼児に係る就園支援に関する事項 ＞入園の判定に関する事項 ＞研修及び支援員の資質の向上に関する事項 						
委員の状況	現員数	15 名（うち、女性委員 11 名）					
	選任区分	区職員、学識経験者（資格：医師 分野：心理学）					
	任期	1 年（当該年度の末日まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	5 回						

94. 新宿区立図書館運営協議会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区図書館運営協議会設置要綱					設置年度	平成 11 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	図書館の運営に関し教育長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについて教育長に意見を述べるため						
所掌事務	・図書館の運営に関し教育長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについて教育長に意見を述べること						
委員の状況	現員数	17 名（うち、女性委員 4 名、公募委員 4 名）					
	選任区分	学識経験者、公募委員、社会教育委員、障害者団体の推薦者、図書関係団体の推薦者、学校職員、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	4 回						

95. 新宿区子ども読書活動推進会議

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区子ども読書活動推進会議設置要綱					設置年度	平成 16 年度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	設置形態	常設
			○				
	区民との協働による子どもの読書活動を推進するため						
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書活動の推進に関する次の事項を協議すること >新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び進捗状況に関する事項 >新宿区子ども読書活動推進計画の普及・啓発に関する事項 >絵本でふれあう子育て支援事業の絵本の選定に関する事項 >関係機関等の連携・協力に関する事項 						
委員の状況	現員数	10 名（うち、女性委員 4 名）					
	選任区分	区立幼稚園 PTA 連合会、区立小学校 PTA 連合会、区立中学校 PTA 協議会、中央図書館読み聞かせ会、学識経験者、区職員					
	任期	2 年					
会議の公開	公開						
開催の状況	3 回						

96. 新宿区立図書館指定管理者事業評価委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区立図書館の指定管理者の管理業務に係わる事業評価に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	年度ごと
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	指定管理者が行う図書館の管理運営業務に関する評価を行うため	
	○						
所掌事務	・ 指定管理者が行う図書館の管理運営業務に関する評価を行うこと						
委員の状況	現員数	3 名（うち、女性委員 2 名）					
	選任区分	区職員					
	任期	1 年（評価の終了まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	5 回						

97. 新宿区立図書館の指定管理者となるべき団体の候補団体選定委員会

【 所管部局：教育委員会事務局 】

設置根拠	新宿区立図書館の指定管理者となるべき団体の選定に関する要綱					設置年度	平成 30 年度
						設置形態	選定の都度
設置目的	評価	選定(考)	協議	検討	その他	図書館の指定管理者となるべき団体を選定するため	
		○					
所掌事務	・ 図書館の指定管理者となるべき団体を選定すること						
委員の状況	現員数	9 名（うち、女性委員 1 名、公募委員 3 名）					
	選任区分	学識経験者、区民、区立学校関係者、公認会計士、区職員					
	任期	1 年（選定業務の終了まで）					
会議の公開	非公開						
開催の状況	7 回						

資料3 関係法令等

○地方自治法（抜粋）

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（附属機関の職務権限・組織等）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

（報酬及び費用弁償）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年

法律第 118 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) のすべての公務員をいう。以下同じ。) の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2)の 2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

○附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 34 年 10 月 1 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置した執行機関の附属機関の構成員(以下「委員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

(委員の報酬)

第 2 条 委員の報酬は、別表による。ただし、区の常勤職である者に対しては、支給しない。

(報酬の支給方法)

第 3 条 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月 10 日までに支給する。ただし、必要がある場合は、勤務の終了した後速やかに支給することができる。

2 報酬の支給について、職務の性質上、月額で支給することが適切である場合には、前項の規定にかかわらず、月額によることができる。この場合において、報酬の支給日については、前項の規定を準用する。

3 月額をもって定められた報酬は、委員の職に就いた日からその職を離れた日まで支給する。

4 委員の職に就いた日及びその職を離れた日の属する月の月額をもって定められた報酬の額は、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、当該月の現日数を基礎として日割りによって計算した額とする。

5 その月のうちに委員が疾病等により職務を遂行することができなかつた期間があるときは、当該月の月額をもって定められた報酬の全部又は一部を支給しないことができる。

6 前項の規定により月額をもって定められた報酬の一部を支給しないこととする場合におけるその支給しないこととする額は、当該月の職務を遂行することができなかつた期間の日数に応じて、当該月の現日数を基礎として日割りによつて計算した額とする。

(費用弁償)

第4条 委員が出張したときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、別表による。

3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の算定方法については、新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例(昭和22年新宿区条例第13号。別表において「条例」という。)第3条第2項の規定の例による。

4 費用弁償の支給方法は、新宿区職員の旅費に関する条例(昭和27年新宿区条例第2号)の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。

別表 略

○新宿区附属機関の情報提供に関する要綱

平成15年8月7日

15新総総第1060号

(目的)

第1条 この要綱は、区政に関する正確でわかりやすい情報を区民に迅速かつ容易に提供することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関の会議をいう。

(ホームページの作成)

第3条 主管課は、前条に規定する会議の開催実績を掲載するホームページを作成しなければならない。

2 前項のホームページを作成する場合は、総合政策部区政情報課に協議するものとする。

3 主管課は、前条に規定する会議終了後、当該会議のホームページを速やかに作成しなければならない。

4 前項のホームページには、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、会議の内容又は性質により記載することが適当でない場合は除く。

(1) 会議の名称

(2) 事務局を主管する課の名称

- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 会議の公開・非公開・一部非公開の別
- (6) 非公開・一部非公開の理由
- (7) 会議次第
- (8) 審議・協議内容
- (9) 決定事項
- (10) 出席者
- (11) 議事録又はその概要
- (12) その他必要な事項

(ホームページの確認)

第4条 主管課は、ホームページの記載内容について、附属機関の代表者等の確認を得るものとする。

(特別な定めのある場合の取扱い)

第5条 ホームページの作成について、法令、条例又は規則等に特別な定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

印刷物作成番号
2019-6-5101

令和元年度
行政監査結果報告書
附属機関等の設置及び運営状況について

令和2年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部当たり554円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。